

## 第3章 「宗像神社境内」の本質的価値

### 1. 史跡等の本質的価値の明示

昭和46（1971）年に「宗像神社境内」が史跡指定を受け50年が経過し、その間の追加指定や世界遺産登録及び調査研究の進展によって当初の指定理由から価値が追加されている。

#### （1）史跡の本質的価値

日本と中国大陸・朝鮮半島とを結ぶ玄界灘に浮かぶ沖ノ島は、古より航海の道標であり、巨岩や原生林からなる島内の独特な自然環境のなかで、大陸から新たな技術や文物を取り込んでいたヤマト王権（大和朝廷）とともに、北部九州の有力な氏族であった宗像氏が奉斎する祭祀の場であった。

それを証する沖ノ島祭祀遺跡では、4世紀後半から9世紀末までの約500年の間に岩上、岩陰、半岩陰・半露天、露天へと立地が4段階に変遷した。沖ノ島から出土した奉獻品はすべて国宝に指定され、その中には朝鮮半島、中国大陸、遠くは西アジアからの文物までが含まれている。祭祀遺跡は禁忌による厳しい入島制限のため、ほぼ手つかずの状態現代まで残されてきた。さらに、沖ノ島祭祀の露天祭祀期である8世紀には、大島の御嶽山祭祀遺跡、九州本土田島の下高宮祭祀遺跡でも同様の祭祀が行われた。このような祭祀遺跡は我が国の原始神道期の信仰の在り方を示す極めて重要な物証である。

3箇所祭祀遺跡を基軸に沖津宮、中津宮、辺津宮へと発展し、記紀や風土記などに記される宗像三女神を祀る三宮からなる宗像神社（現：宗像大社）が形成される。そこには社殿が建てられ境内配置の原型が整い、神仏習合など信仰思想の変遷とともに自然崇拝に由来する信仰の場として継続性を三宮それぞれが証明する。また、沖ノ島に対する信仰は、天然の鳥居に見立てられた沖ノ島の岩礁である小屋島、御門柱、天狗岩とともに継承され、沖津宮遙拝所に象徴されるように遙拝の文化が近世以降、宗像地域周辺に根付く。

このように、「宗像神社境内」は、古代祭祀の場を核とする広大な境内域からなる信仰の場が現代に至るまで宗像地域の人々によって維持継承されてきた、信仰の歴史の変遷を遺構や絵図などによって捉えることができる極めて重要な史跡である。

本質的価値を要約すると以下の3点であらわすことができる。

- ①古代東アジアとの交流のなかで行われた祭祀の場が良好な状態で保存されている。
- ②古代から続く神社境内の歴史的な信仰の変遷を示す遺構が重層的に残されている。
- ③自然崇拝から派生する信仰の場が今も残されている。

## (2) 本質的価値の解説

### 1) 古代東アジアとの交流のなかで行われた祭祀の場が良好な状態で保存されている。

沖ノ島祭祀遺跡は、4世紀後半から9世紀末にかけて行われていた古代祭祀行為の最後の状態として良好に保存されている。沖ノ島から出土した奉獻品はすべて国宝に指定され、その中には朝鮮半島、中国大陸、遠くは西アジアの文物まで含まれていた。このことから日本と大陸とを結んで海を介した航海交流が盛んに行われたことを示し、その際、国家の安寧や航海安全を願う祭祀が行われ、祭祀は沖ノ島のみならず7世紀後半以降、大島や九州本土においても執り行われた。

九州本土から朝鮮半島を結ぶ海の道を海北道中と記した『日本書紀』には、沖津宮、中津宮、辺津宮が国家を守護し、海の道をお守りする道主貴として宗像三女神を祀っていたことが記される。これを裏付けるように沖ノ島祭祀遺跡（沖ノ島）、御嶽山祭祀遺跡（大島）、下高宮祭祀遺跡（九州本土）の三か所において共通する滑石製の馬形、舟形、人形などの奉獻品を用いた祭祀が執り行われ、その痕跡が良好な状態で保存されている。

このように古代日本の発展に必須だった海を介した大陸との交流とそれに伴う祭祀の変遷を示す重要な史跡である。

### 2) 古代から続く境内の歴史的な信仰の変遷を示す遺構が重層的に残されている。

#### ① 沖津宮

沖ノ島の巨岩に囲まれた古代の祭場のなかに建つ社殿を中心とする、沖ノ島全島及び周辺岩礁、さらには沖ノ島の一ノ岳を中心に半径2kmの円状に圍繞した範囲が信仰の場として重要である。

沖津宮は古代祭祀が終焉を迎える9世紀以降、人の往来がほとんどなくなるが、1号露天祭祀遺跡の傍らに13~14世紀ごろの土師器小皿の集積地が認められ、御長手神事のような祭事のみ渡島していたと考えられる。沖ノ島に渡島しない代わりに沖津宮の神事は主に九州本土の宗像神社の第一宮で神事が行なわれた。近世以降は、福岡藩による外国船見張り役などが沖ノ島に派遣されるなか、大島の社家である一ノ甲斐河野氏が沖津宮の神事を行い福岡藩の庇護のもと社殿が建てられた。

小屋島、御門柱、天狗岩は、地誌などに示されるように神門に見立てられ、今も沖ノ島に向かう船はその岩礁の間を通るという生きた信仰の場としての価値がある。

#### ② 中津宮

中津宮は、沖津宮同様、御嶽山山頂での祭祀が9世紀以降終焉を迎え、九州本土の宗像神社（現：辺津宮）において第二宮として社を構え神事が継続された。大島島内では御嶽山の東側麓に社殿並びに参道、神池、鳥居などを構えた境内が成立し、大島の社家である二ノ甲斐河野氏、越智氏等が神事を担った。御嶽山山頂は、御嶽神社の聖域として守られた。

#### ③ 辺津宮

辺津宮は、玄界灘を見下ろすことのできる宗像山から北に派生する標高15m前後の丘陵上で行われていた高宮を主祭場とした古代祭祀が終焉を迎え、三宮をお祀りする宗像神社として12世紀までには社殿が建立され沖津宮の神を主祭神とする本社（第一宮）として神事が執り行われた。その南西側の丘陵上には中津宮（中殿）の神を主祭神とする第二宮が、さらには南東側丘陵上に辺津宮（地主）の神を主祭神とする第三宮が造営された。宗像社社頭古絵図には御飯井の井戸や境内を区画する水路の一部が描

かれ一部は今日確認できる遺構であり、また、地下遺構として残されている可能性の高い宝塔院、弥勒堂、経房等は神仏習合の状況を色濃く示すものである。近世に入ると福岡藩主によって本殿拝殿まわりの御垣内が黒田光之によって再整備され、摂末社の配置は今も大きく変わっていない。同時に高宮は、聖域として守られた。

#### ④ 遙拝の文化

沖津宮の神事を大島で行うために一ノ甲斐河野氏は、大島北岸に沖津宮遙拝所を設置した。遙拝所の平場には、遙拝の機能を保つために必要な諸施設があった。その基礎部分は今も遺構として残されている。遙拝の文化は、大島のみならず九州本土沿岸部にもあった。九州本土のさつき松原からは沖ノ島の沖津宮、大島の中津宮を望み、大島でも九州本土の辺津宮を望むことができる遙拝所があった。

このように沖津宮、中津宮、辺津宮は自然崇拝に始まり、神仏習合、遙拝の文化などの変遷を経て今の境内に至っているが、古代から続く宗像大宮司家や時の藩主、周辺地域の人々から支えられた信仰の変遷をうかがい知ることができる歴史的な信仰の場として重要な史跡である。

### 3) 自然崇拝から派生する信仰の場が今も残されている。

古代の祭祀は、巨岩や露天（平場）を取り巻く樹木のなかで執り行われていた。とりわけ社叢は、気候変動により樹種の交代もあったと考えられるが、現在もなお大半を自然林（二次林を含む）として良好に保存されている。

沖津宮、中津宮、辺津宮は、信仰の場として選定された条件を満たした自然地形とあわせ古代から続く自然的要素を併せ持つ史跡として重要な史跡である。

## 2. 構成要素の特定

### (1) 史跡などを構成する諸要素のイメージ

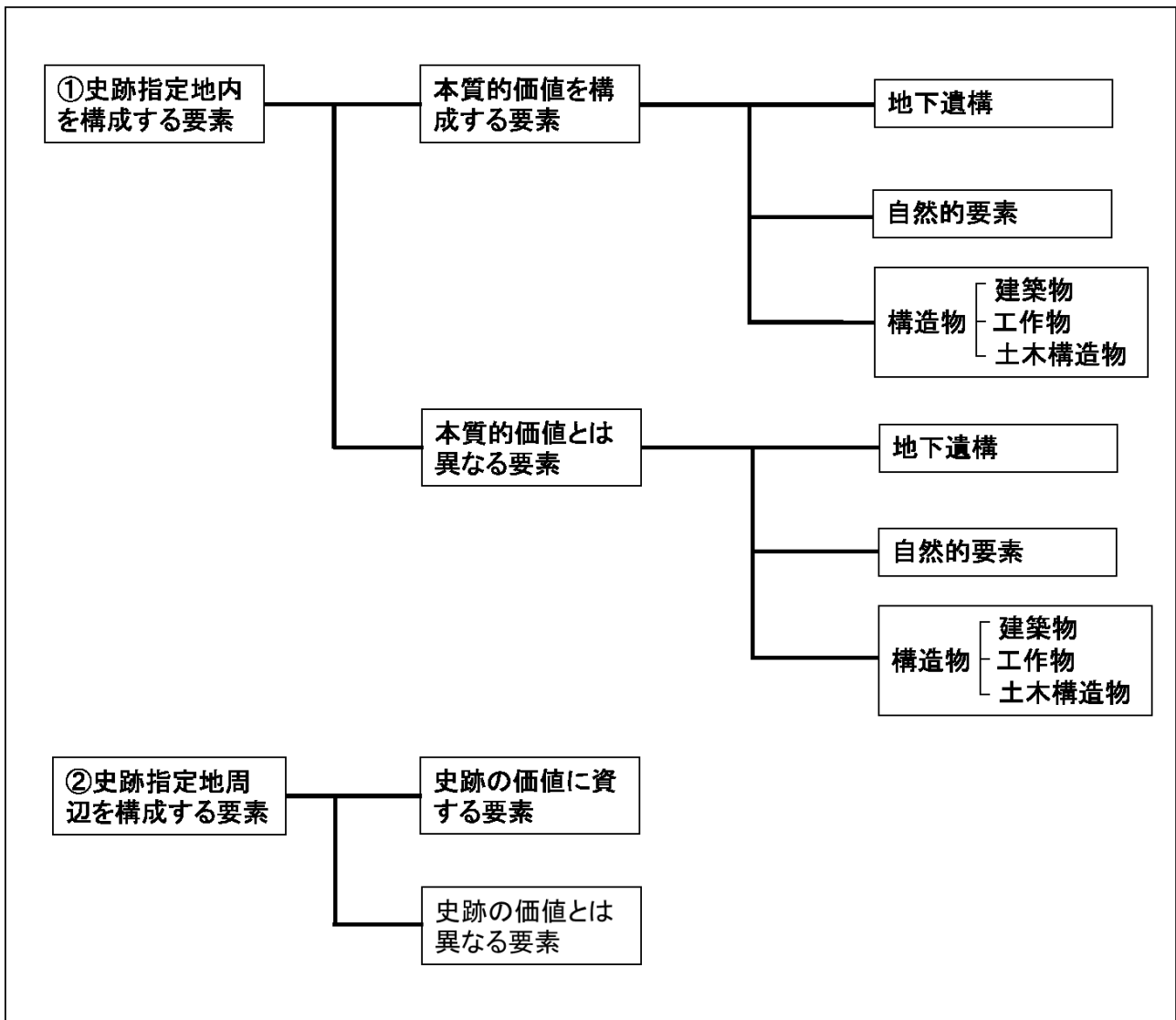


図3-2-1 史跡を構成する諸要素のイメージ

本質的価値を構成するものとは、史跡指定時及び追加指定時の説明文に明示されている諸要素や指定説明文から読み取ることが可能な要素で、原則、近世以前から原位置を留め大きく変化していない構造物や地形から構成されているものを指す。

本質的価値とは異なる要素とは、指定時や追加指定時の説明文から読み取りにくいもので信仰上必要なもの、活用及び管理上必要なもの等が該当し、近世以前の構造物であっても原位置を留めていないものや、昭和の御造営の際に再建や再造営されたものも含まれる。



(2) 史跡の構成要素

1) - 1 宗像大社沖津宮（沖ノ島・小屋島・御門柱・天狗岩及び海域）

表 3-2-1 沖ノ島及びその周辺の構成要素

史跡指定地内を構成する要素	本質的価値を構成する要素	地下遺構		沖ノ島祭祀遺跡（1号遺跡から23号遺跡）巨岩を含む神社境内に関わる遺構や遺跡		
		自然		沖ノ島及び周辺岩礁の地形・沖の島原始林・海域		
		構造物	建築物	本殿・拝殿・大神宮		
			工作物	なし		
	土木構造物		参道・禊場			
	本質的価値とは異なる要素	地下遺構		社務所前遺跡・戦時遺構 神社境内に関わらない遺構や遺跡・海底の遺構や遺跡		
		建築物	信仰上必要なもの	社務所		
			活用及び管理上必要なもの	なし		
			その他	灯台・海上保安庁建物・漁協建物		
			工作物	信仰上必要なもの	正三位社・鳥居・灯籠・手水石	
				活用及び管理上必要なもの	注意喚起看板・記念碑・石柱・地上水槽（水タンク）・ソーラーパネル	
				その他	鉄塔・配線筒・釣用杭	
		土木構造物	信仰上必要なもの	なし		
			活用及び管理上必要なもの	管理道		
			その他	コンクリート擁壁・防波堤（埋立・消波ブロック）		
史跡指定地周辺を構成する要素		史跡の価値に資する要素	神社境内に関わる海底の遺構や遺跡			
	史跡の価値とは異なる要素	神社境内に関わらない海底の遺構や遺跡				

1) - 2 (沖津宮遙拝所)

表 3-2-2 沖津宮遙拝所の構成要素

史跡指定地内を構成する要素	本質的価値を構成する要素	地下遺構		神社境内に関わる遺構や遺跡	
		自然		地形・社叢	
		構造物	建築物	社殿	
			工作物	灯籠	
	土木構造物		参道（階段）・石垣		
	本質的価値とは異なる要素	地下遺構		神社境内に関わらない遺構や遺跡	
		自然		なし	
		構造物	建築物	信仰上必要なもの	なし
				活用及び管理上必要なもの	なし
				その他	なし
			工作物	信仰上必要なもの	正三位社・鳥居
				活用及び管理上必要なもの	石碑・旗立基礎・人数カウンター
				その他	石塔
			土木構造物	信仰上必要なもの	なし
				活用及び管理上必要なもの	階段・石垣
その他				なし	
史跡指定地周辺を構成する要素	とは異なる要素	史跡の価値	構造物	建築物	トイレ
				工作物	世界遺産登録銘板・解説板
				土木構造物	駐車場・堤防

## 2) 宗像大社中津宮

表 3-2-3 中津宮の構成要素

史跡指定地内を構成する要素	本質的価値を構成する要素	地下遺構	御嶽山祭祀遺跡 神社境内に関わる遺構や遺跡			
		自然	社叢・地形			
		建造物	建築物	本殿（県指定有形文化財）・拝殿・摂末社		
			工作物	礫岩製鳥居・狛犬・灯籠		
		土木建造物	参道（階段）・神池・天の川（天真名井含む）			
	本質的価値とは異なる要素	地下遺構	神社境内に関わらない遺構や遺跡			
			自然	なし		
		建造物	建築物	信仰上必要なもの	御嶽神社本殿・拝殿・神門・社務所・神饌所・参籠殿	
				活用及び管理上必要なもの	なし	
				その他	なし	
工作物			信仰上必要なもの	透塀・鳥居・狛犬・灯籠・手水鉢・玉垣・参道（橋）・石盤		
			活用及び管理上必要なもの	消火栓・照明柱・注意喚起看板 登録銘板・由緒板・誘導サイン（立札）・芳名板・記念碑（石碑）・石柱（旗立）・階段（組物）・柵		
			その他	電柱・藤棚・焼却炉		
土木建造物		信仰上必要なもの	相撲場			
		活用及び管理上必要なもの	階段・石垣・防火水槽			
	その他	井戸・堰				
史跡指定地周辺を構成する要素	史跡の価値に資する要素	神社境内に関わる遺構や遺跡 牽牛社及び周辺の末社 辺津宮遙拝所 大島交流館				
		建造物	建築物	照海殿・展望台（トイレ）		
	工作物		解説板・防災無線・祠・鳥居			
	土木建造物		駐車場・防火水槽・階段			
史跡の価値とは異なる要素						

### 3) 宗像大社辺津宮

表 3-2-4 辺津宮の構成要素

史跡指定地内を構成する要素	本質的価値を構成する要素	地下遺構		下高宮祭祀遺跡 神社境内に関わる遺構や遺跡
		自然		地形・社叢
		構造物	建築物	本殿（国指定重要文化財）・拝殿（国指定重要文化財）・摂末社
			工作物	参道（橋）
	土木構造物		旧参道（階段含む）・旧心字池・井戸（御飯井）・水路（境内区画）	
	本質的価値とは異なる要素	地下遺構		神社境内に関わらない地下遺構
		自然		既に丘陵が削平された部分（旧第三宮の丘陵）・造営に伴う植栽
		建築物	信仰上必要なもの	護国神社・第二宮・第三宮・斎館・神饌所・儀式殿・勅使館・清明殿・高宮斎舎・祓舎・手水舎・神門・廻廊（授与所）・幄舎（下拝殿）・高宮参道覆屋
			活用及び管理上必要なもの	神宝館・消火エンジン室・警備員室・ポンプ室・ゴミ置き場・渡り廊下・倉庫
			その他	個人宅・トイレ・倉庫
		工作物	信仰上必要なもの	透塀・鳥居・狛犬・灯籠・手水鉢・玉垣・参道（橋）・石盤
			活用及び管理上必要なもの	消火栓・消火器・防水銃・照明柱・スピーカー柱・防犯カメラ・センサー・注意喚起看板（定め・告知看板）・通信施設 由緒板・誘導サイン（立札）・芳名板・記念碑（石碑）・石柱（旗立）・橋・柵・バルブ・ろ過装置・神木支え
			その他	電柱・カーブミラー・ガードレール・ポール（車止め）・自動販売機・ベンチ・藤棚
		土木構造物	信仰上必要なもの	高宮祭場・参道・心字池
			活用及び管理上必要なもの	防火水槽・水路・マンホール（電気・空気弁・汚水）・植栽庭園・盛土土台
その他			井戸・マンホール（未分類）・コンクリート擁壁・道路・第2駐車場・第3駐車場	

史跡指定地周辺を構成する要素	史跡の価値に資する要素	神社境内に関わる地下遺構 沖津宮遙拝所 中津宮遙拝所 海の道むなかた館		
	史跡の価値とは異なる要素	構造物	建築物	祈願殿・喫煙所・トイレ・五月寮・頓宮
			工作物	登録銘板・解説板・照明柱・鳥居・灯籠
			土木構造物	第1駐車場

## 第4章 現状と課題

### 1. 保存（保存管理）に関する現状と課題

表4-1-1 保存（保存管理）に関する現状と課題

場所	現状	課題	
境内全体	生きた信仰の場としての境内整備が進行している。	地下遺構の保存との調整が必要。	
	境内のモニタリング調査を毎年実施している。	調査人員の確保。	
宗像大社沖津宮	沖ノ島・小屋島・御門柱及び周辺海域	島内には神職が1人常駐し、交代で神事を行い、島を守っている。	緊急時や有事の対応が困難。
		春から秋にかけては、オオミズナギドリが繁殖のため島に営巣する。	オオミズナギドリの巣穴や活動による祭祀遺跡へ影響を与えている。
		沖ノ島本島、周辺岩礁及び海域は、聖域にもかかわらず釣りや遊船などの立ち入りがある。	沖ノ島の禁忌への抵触、信仰の場としての神聖性の損失及び人為的悪影響が懸念される。
		沖津宮社殿周辺は、巨岩や樹木に囲まれ谷部であることから高温多湿の環境である。	沖津宮社殿は、建築部材が腐蝕しやすい。
		台風の規模や風向きによっては、沖ノ島の社叢に塩害が発生する。	塩害により沖ノ島の社叢が枯損することがある。
	遙拝所	沖津宮遙拝所の社殿は海に面する立地条件から劣化が早く、台風近接時は暴風被害も多い。	社殿は、被災のたびに繰り返し修復しなければならない。
		沖津宮遙拝所は防火施設が設置されていない。	無人のため火災などの初期対応が難しく、焼失の恐れあり。
		境内や周辺にごみが漂着、散乱している。	信仰の場としての神聖性や景観に悪影響を与えている。
		周辺には景観に相応しくない建築物がある。	景観に影響を与えている。個人所有のため対応が難しいものもある。
	宗像大社中津宮	御嶽山祭祀遺跡と御嶽神社との法面に崩落防止のため植生土のうを敷設している。	御嶽神社から祭祀遺跡に入りやすくなっている。また、土のうなどが景観に影響を与えている。
摂末社はこれまで修復を行っていない。		摂末社の破損、風化及び虫食いなどの劣化が進行している。	
島内のイノシシの数が増えている。		境内へ侵入し荒らすことがある。	

	社殿周辺の消火設備の老朽化が進む、また、給水タンクなど露出している。	有事の際に機能しない可能性がある。給水タンクが境内景観に相応しくない。
宗像大社辺津宮	高宮祭場とその周辺には下高宮祭祀遺跡があり、土師器や須恵器が多く散布している。	遺物が露出し、劣化、き損及び紛失する可能性がある。
	一部の灯籠は、転倒など危険が伴うため撤去している。	中には江戸期の地域の信仰を伝える貴重な石塔も含まれるが、今後の取り扱いが決まっていない。
	拝殿の前に外拝殿が建つ。	重要文化財の拝殿の建築部材に雨水の跳ね返りなどで影響が及ぶ可能性がある。
	上高宮の奥など普段立ち入れない場所の社叢管理ができない。	社叢が荒れており、近隣の民家などに影響がある。
指定地外	大島では銀や銅製の指輪、ヒスイ製の勾玉などが出土しているが、発掘調査などは実施されていない。	遺跡の性格や価値が明らかになっていない。
	ソーラーパネルなどの設置や洋上風力発電の設置が増えてきている。	国が進める自然再生エネルギーの活用の推進と史跡及び周辺に与える景観への影響が大きい。



## 2. 活用に関する現状と課題

表 4-2-1 活用に関する現状と課題

場所		現状	課題
史跡全体		公共バスは1時間に1本程度、大島渡船は2時間に1便と本数が少ない。大島島内は、春から秋にかけては島内周遊バスが走るが冬場は閑散期のため運休となる。	公共交通の便が悪く、見学時間の制限や回遊しにくいなどの課題がある。自家用車利用が多く、渋滞なども引き起こしている。
		外国人来訪者は、観光ボランティアが英語、韓国語、中国語で対応している。	外国人来訪者が増えた場合の対応が懸念される。
		学校教育は、世界遺産課、教育委員会、小中学校が連携し世界遺産学習を核とした学習をはじめ、郷土学習、体験学習、現地見学などを実施している。	学校や教師の関心度によっては温度差がある。
宗像大社沖津宮	沖ノ島・小屋島・御門柱及び周辺海域	沖ノ島及び周辺岩礁は、禁忌などから一般の来訪者の行き来はできないこととなっている。	禁忌の遵守と、資料の開示や臨場感の演出との慎重な配慮、調整を要する。
		昭和 29（1954）年から昭和 46（1971）年の三次にわたる調査結果は、「沖ノ島」「続沖ノ島」「宗像・沖ノ島」の報告書に収録され、沖ノ島から出土した奉獻品は神宝館に保管展示している。	価値をより広く伝えるための工夫が必要である。
	遙拝所	参道入口は一度坂道を海側に降りて、急な階段を登らないと境内に入れない。	バリアフリーや安全面に課題がある。
		祭典以外沖津宮遙拝所の扉が閉まっている。	神事と公開活用、それに施設管理の面から調整、検討が必要。
		大島から沖ノ島が視認できるか否かについては、携帯アプリ「みちびき沖ノ島」から確認することができる。	アプリの周知に加え、利便性の向上やコンテンツ拡充が必要。
宗像大社中津宮		社殿周辺と御嶽山山頂は参道によって結ばれているが、境内域を道路が横切っている。	社殿と山頂の参道が道路によって分断され、一体のものと感じにくい。

	御嶽山参道はオルレコースにも認定され、多くの人がハイキング目的などで利用している。	参道入口が分かりづらく、また参道の一部に危険な箇所がある。
宗像大社辺津宮	高宮祭場へ向かう参道へは、多くの来訪者が訪れる。	木の根が浮き出てコンクリート舗装に段差が生じてつまずきやすい。
	例年正月三が日は特に参拝者が集中して訪れる。	正月や秋季大祭では多くの来訪者で混み合い転倒事故などの危険箇所がいくつか認められる。
	辺津宮への来訪者のほとんどは、参拝後すぐに退出し、海の道むなかた館への来訪にはつながらない。	辺津宮と海の道むなかた館への動線、案内等の整備、充実が必要。
	新祈願殿が完成し、旧祈願殿は老朽化し解体を予定している。	解体後の跡地利用など、周辺と一体の整備計画を含めた検討を要する。
指定地外	辺津宮入口の参道と、車の行き来がある市道が交差している。	一般車両の通行が来訪者にとって危険である。
	高宮祭場から入海だった田園地帯や玄界灘を望むことができる。	来訪者にその価値が伝わっていない。
	「海の道むなかた館」は、世界遺産ガイダンス機能を有している。	外観が近代的な建築物となっており景觀に相応しくない。

### 3. 整備に関する現状と課題

表 4-3-1 整備に関する現状と課題

場所		現状	課題
史跡全体		防火防災防犯対策が不足している境内がある。	施設の老朽化や未整備などの設備及び無人や神職 1 人の箇所がある。
宗像大社沖津宮	門柱及び周辺海域 沖ノ島・小屋島・御	大雨のたびに法面が崩落している。崖際の巨岩が危険である。法面のモルタルが目立っている。	神聖な場を維持するための災害時の修復の工法や景観に対応する最善の工法が少なく、対応が困難。
		沖ノ島周辺の岩礁に釣用の杭や鎖、柵などがある。	法的な問題や撤去の主体などの課題がある。
	遙拝所	明治初期以前の絵図に残る境内配置となっているが、建築物は遙拝所のみである。	再現復元についての調査研究及び計画検討が必要。
宗像大社中津宮		台風時には海から強風が吹き付ける。	建物などの補強や修復の手法の検討。
		御嶽山祭祀遺跡と御嶽神社との境があいまいで、遺跡に人が入れる状態となっている。	祭祀遺跡は禁足地として整備する必要がある。
		参道入口から 2 番目の鳥居は寛文 13(1673)年に建てられた宗像神社境内のなかで最も古い礫岩製の工作物で劣化が進んでいる。	礫岩製の鳥居は修復が困難で、手法の更なる調査研究が必要。
		中津宮社殿を囲む瑞垣や天の川に続く斜面の石垣など劣化や風化が認められる。	近年の大雨によっては、天の川が増水し、周辺法面に影響が出る可能性がある。
	大島港渡船ターミナルからの中津宮境内、御嶽山山頂、沖津宮遙拝所、大島交流館までの誘導経路にサイン看板が少なく、来訪者が道に迷うことがある。	サイン整備には、快適で安全に回遊できる整備を、史跡景観に配慮して検討する必要がある。	
宗像大社辺津宮		神門から拝殿までの距離が短い。	重要文化財に指定されている拝殿前が狭く混雑時に文化財のき損を招く恐れがある。
		高宮祭場の参道の一部が木の根によってコンクリートが浮き上がっている。	来訪者がつまづく恐れがある。
		昭和 48 (1973) 年の国土調査に合わせて境界標を設置しているが、現状と合わない部分がある。	複数の地権者があり地権者不明の土地などが含まれている。
		境内に個人宅がある。	今後公有化を進める必要がある。

## 4. 運営・体制に関する現状と課題

### (1) 運営体制

表 4-4-1 運営体制の現状と課題

場所	現状	課題
史跡全体	土地や構造物に複数の所有者、管理者が含まれている。	適切な意思疎通を図る必要がある。

表 4-4-2 史跡面積内訳表

		宗像大社	民有地	福岡県	宗像市	(単位：㎡)
宗像大社 沖津宮	沖ノ島	916,336	253	0	0	916,589
	沖ノ島周辺岩礁	1,845	0	0	0	1,845
	小屋島	18,279.89	0	0	0	18,279.89
	御門柱	1,372	0	0	0	1,372
	天狗岩	1,889	0	0	0	1,889
	周辺海域	0.00	0	11,625,757.11	0	11,625,757.11
	沖津宮遙拝所	3,018	0	0	0	3,018
小計		942,739.89	253	11,625,757.11	0	12,568,750
宗像大社中津宮		13,242	0	0	2,774	16,016
宗像大社辺津宮		108,935.44	3,807.45	13	2,138.47	114,894.36
合計		1,064,917.33	4,060.45	11,625,770.11	4,912.47	12,699,660.36

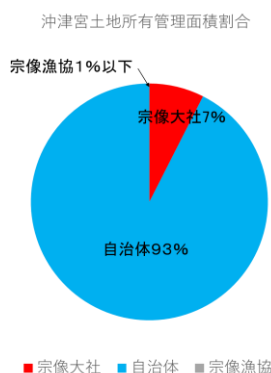


図 4-4-1  
宗像大社沖津宮  
土地所有管理割合

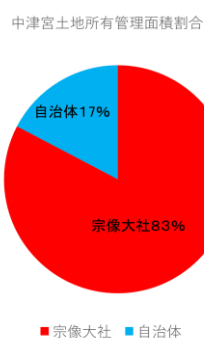


図 4-4-2  
宗像大社中津宮  
土地所有管理割合

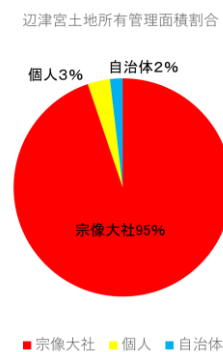


図 4-4-3  
宗像大社辺津宮  
土地所有管理割合

## 第5章 大綱・基本方針

### 1. 大綱

「宗像神社境内」は、沖津宮、中津宮及び辺津宮のそれぞれが古代から続く人々の信仰の場である。周辺に広がる漁村や農村の生業に携わるひとびとが信仰し、海域や山林、社叢等の自然環境に恵まれた境内は、現在もなお静謐かつ尊厳のある信仰の場として維持されている。

「宗像神社境内」の価値を損なわず保存し活用していくための大綱を以下に定める。

#### 大綱

##### <保存管理>

○国史跡「宗像神社境内」及び世界遺産「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群の価値を正しく後世に伝えるため、調査研究を継続的、発展的に実施しつつ、適切に保存管理する。

##### <活用>

○現在も生きた信仰の場であることを最大限尊重しつつ、史跡や世界遺産としての価値を伝えるための活用を実施する。

##### <整備>

○史跡及び世界遺産の価値を守り伝えるため、調査研究の成果を踏まえつつ、信仰活動とも調和した整備を実施する。

##### <運営体制>

○土地所有者、関係機関、地域住民との連携とともに史跡及び周辺の保存管理・活用・整備に取り組む。

## 2. 基本方針

信仰活動の継続を図りながら本質的な価値を確実に次の世代へ守り伝えるために、史跡「宗像神社境内」の保存活用の基本方針を以下のように定める。

### (1) 保存管理の方針

---

- 1) 地下遺構に悪影響を及ぼす行為は認めない。
- 2) 史跡景観に悪影響を及ぼす行為は認めない。
- 3) 信仰活動の継続に悪影響を及ぼす行為は認めない。

### (2) 活用の方針

---

- 1) 「史跡」に関するあらゆる観点から情報を収集し発信する。
- 2) 「史跡」の保存活動や啓発活動を地域コミュニティや企業等と連携し進める。
- 3) 「史跡」と有機的に結びつく歴史的素材を積極的に活用する。
- 4) 「史跡」を地域の誇りとして次世代に伝達する。

### (3) 整備の方針

---

#### 1) 保存のための整備方針

悠久の歴史の中で培われた「宗像神社境内」を将来世代へ継承していけるように、史跡の本質的価値を構成する要素を確実に保存するための整備を実施する。

#### 2) 活用のための整備方針

静謐かつ尊厳のある信仰の場に相応しい境内を感じつつ、史跡の本質的価値等を正しく伝え、安全で快適な環境を整える。

### (4) 運営体制の方針

---

地域に根ざした包括的な保存活用整備を進めるために、管理運営の方法及びそれらを効率的に進めるうえで必要な体制を整える。

具体的には、史跡の土地所有者の役割を明確化し、行政関係機関の役割、土地所有者との連携のあり方を明確にしたうえで、管理・運営体制を構築し、適切な保存活用整備を実行する。

## 第6章 保存（保存管理）

### 1. 基本理念

史跡の本質的価値、世界遺産の顕著な普遍的価値を守るための基本理念を以下に定める。

- 1) 宗像大社をはじめとする土地所有者と関係機関が連携し保存管理を確実に実施する。
- 2) 史跡を構成する諸要素ごとの保存の方法に基づき、本質的価値の維持に努める。
- 3) 現状変更などの行為については、取扱い基準を定め確実に対応する。
- 4) 史跡の保存の基礎となる研究やモニタリング調査を継続的に実施する。
- 5) 防火、防犯、防災の対策を講じ、自然災害については迅速に対応する。

### 2. 基本方針

- 1) 地下遺構に悪影響を及ぼす行為は認めない。
- 2) 史跡景観に悪影響を及ぼす行為は認めない。
- 3) 信仰活動の継続に悪影響を及ぼす行為は認めない。

### 3. 構成要素の具体的な保存管理の手法

表 6-3-1 構成要素の保存管理の方法（本質的価値を構成する諸要素）

分類		保存管理の方法
本質的価値を構成する要素	地下遺構	<ul style="list-style-type: none"><li>・現状を保存する。</li><li>・地表で発見した価値の高い遺物については出土状況を記録し、保管する等、適切な措置をとる。</li><li>・沖ノ島に散布する遺物の取り扱いは、(図 6-6-1) を参照。</li><li>・遺構、遺物の保存状況に問題がないか定期的な巡回と点検を行う。</li><li>・き損や滅失を発見した場合は、早急に対策を施す。</li><li>・保護及び信仰に関わる活動を除き、原則人の立入を禁じる。</li></ul>
	自然的要素	<ul style="list-style-type: none"><li>・木竹の適切な整理を行う。</li><li>・台風や豪雨等の災害の後は適宜状況確認を行う。</li><li>・草刈、整枝、剪定などの日常的な維持管理を行い、良好な社叢を保つ。</li><li>・伐採、植栽については、社叢の全体の構成及び景観に配慮するものとする。</li><li>・自然地形、歴史的に重要な人為的地形を保存する。</li><li>・法面保護、崩落防止対策を必要に応じて行う。</li></ul>



構造物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状を保存し、位置配置は変更しない。</li> <li>・き損の生じる恐れを発見した場合は、早急に対策を施す。また、経過観察が必要な場合はしっかり調査を実施してその結果を踏まえ対応方針を定める。</li> <li>・保存状況に問題がないか定期的な巡回と点検を行う。</li> <li>・き損や滅失を発見した場合は、早急に対策を施す。</li> <li>・修理などを行う場合は、史跡の本質的価値に影響を与えないようにする。</li> <li>・未指定の歴史的な構造物については調査を行い、評価にもとづき文化財指定等登録を進める。近代以前のもは原則保存に努める。</li> <li>・防火、防犯、防災の対策を講じる。</li> </ul>
-----	---

表 6-3-2 構成要素の保存管理の方法（本質的価値と異なる諸要素）

分類		保存管理の方法
本質的価値とは異なる要素	地下遺構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状を保存する。</li> <li>・地表で発見した価値の高い遺物については出土状況を記録し、保管する等、適切な措置をとる。</li> <li>・史跡の内外を問わず、調査で新たな遺構が確認された場合、その評価により対応を検討する。</li> <li>・戦時遺構は現状のまま保存する。</li> <li>・水中遺構の把握に努め、価値が高いと認められた場合は保存方法などを検討する。</li> </ul>
	自然的要素	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地形を改変しない。</li> <li>・社叢が荒れないように維持管理する。</li> </ul>
	構造物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新築や改修の場合は、位置、配置、部材を慎重に協議し、史跡景観に配慮する。</li> <li>・未指定の歴史的建築物については調査を行い、その評価により指定等の手続きを進める。</li> <li>・史跡内外を問わず価値を阻害する物は撤去除去する。設置は原則認めない。</li> <li>・神社境内の構造物の位置配置は歴史的変遷の検討に基づいて適切な配慮を行う。</li> <li>・誘導サインは、有事の際に適切に誘導できるような配置とし、点検確認し順次必要に応じて設置する。</li> <li>・照明やスピーカーは、有事の際のために点検し、故障している場合は修理する。</li> <li>・看板類は、極力立てないようにし、注意、案内、表示、説明などの機能は、スマホやチラシなどで充実させ、設置する場合は地下遺構に配慮し、史跡景観との調和を図り、適正に改修や再配置する。</li> <li>・個人住宅は現所有者による適切な保存管理が行われるよう、協力要請を行う。</li> <li>・灯台などの海上保安庁関連施設や漁港および関連する施設は管理者による適切な保存管理が行われるよう、協力要請などを行う。</li> <li>・消火栓や放水銃など文化財の保護に関するものは、有事に備え点検し、故障や期限の超過しているものは修理や交換する。まだ、未設置のところは、見回りや対処方法、消火栓の設置などを確認し、消防と連携し有事に備えておく。</li> </ul>

## 4. 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱い

### (1) 現状変更の許可制度

史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない（文化財保護法第二百五条）。

関係各省庁が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない（文化財保護法第六十八条）。

また、地方分権法の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律等による改正後の文化財保護法等の施行に伴い、文化財保護法施行令第五条第四項第一号に掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の事務については、市の教育委員会が行うこととなっている。資料編1 関係法令 109 ページ以降を参照。

表 6-4-1 史跡等の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可制度

現状変更 (物理的作成的変更を加える行為)			緊急時の対応
・所有者等が行う現状変更	・各省庁が行う現状変更	・文化財保護法施行令第五条第四項第一号に掲げる史跡等の現状変更の許可の事務	・維持の措置（現状変更等の許可申請等に関する規則第四条） ・非常災害のために必要な応急措置
↓	↓	↓	↓
・文化庁長官による許可（法第二百五条第一項）	・文化庁長官による同意（法第六十八条第一項）	・市の教育委員会の許可	・許可不要（法第二百五条第一項ただし書）

### (2) 現状変更の取扱い

史跡指定地内で現状変更行為をしようとするときは、関係者との事前協議を行ったうえで申請し、許可又は同意を受ける必要がある。その基本的事項は以下のとおりである。

- ① 史跡・名勝・天然記念物の現状変更をしようとするときは、文化庁長官の許可又は同意を受けなければならない。
- ② 次の項目で示すもの以外で日常の維持管理の範疇か現状変更の申請が必要なのかの判断に苦慮する場合は、事前に市教育委員会に連絡し協議する。
- ③ 指定地周辺については、将来的に追加指定の可能性があるため、取扱いについて注意を要する。
- ④ 市等の行政機関が行う発掘調査、防災、保存修理、史跡整備等及び博物館、大学等の研究機関が行う発掘調査等についても現状変更の行為となるため、文化庁長官の許可を得る必要がある。現状変更行為の手続きは、図 9-3-2 を参照。

### (3) 現状変更の許可を要しないもの

---

- ① 沖ノ島を除く、樹木の維持管理上の剪定など社叢の維持管理に資する行為。  
※幹を倒す伐採は許可を要する。
- ② 玉砂利などの敷き直し。
- ③ 掘削を伴わず期間限定で設置するもの（テントの設営などペグを使ってロープを固定するなどの行為。）
- ④ 池の泥さらいなどの清掃
- ⑤ 掘削を伴わない応急的な処置（割れたコンクリートを塗り直す等の行為）

## 5. 周辺環境の保存の手法

本編 97 ページ 98 ページに示しているように、史跡周辺はさまざまな土地利用規制がなされている。特に景観法に基づく景観計画によって史跡に近い方から第1種区域、第2種区域、第3種区域に分けて緩衝地帯を設け、史跡の価値を補強していくための周辺環境の保全に貢献していく。

## 6. 区域区分

史跡ごとの特性に基づき、境内全体の調和を図るための保存・管理を行っていくため、境内の歴史的な変遷、過去の土地利用状況の分析から、(表 6-6-1) に示すように土地の歴史的重要性に基づいて指定地を第 1 種から第 3 種の 3 種に区分する。

表 6-6-1 区域区分

区域の種別	区域の特徴
第 1 種区域	本質的価値を有する祭祀遺跡や本殿・拝殿を中心とした範囲。
第 2 種区域	祭祀遺跡や本殿・拝殿の価値を補い、また関連している範囲。 本質的価値を有する地下遺構や地上遺構（建造物）も含まれる。
第 3 種区域	史跡の保護や活用に必要な範囲。 本質的価値を有する地下遺構や地上遺構（建造物）も含まれる。

### ●各境内の区域区分模式図

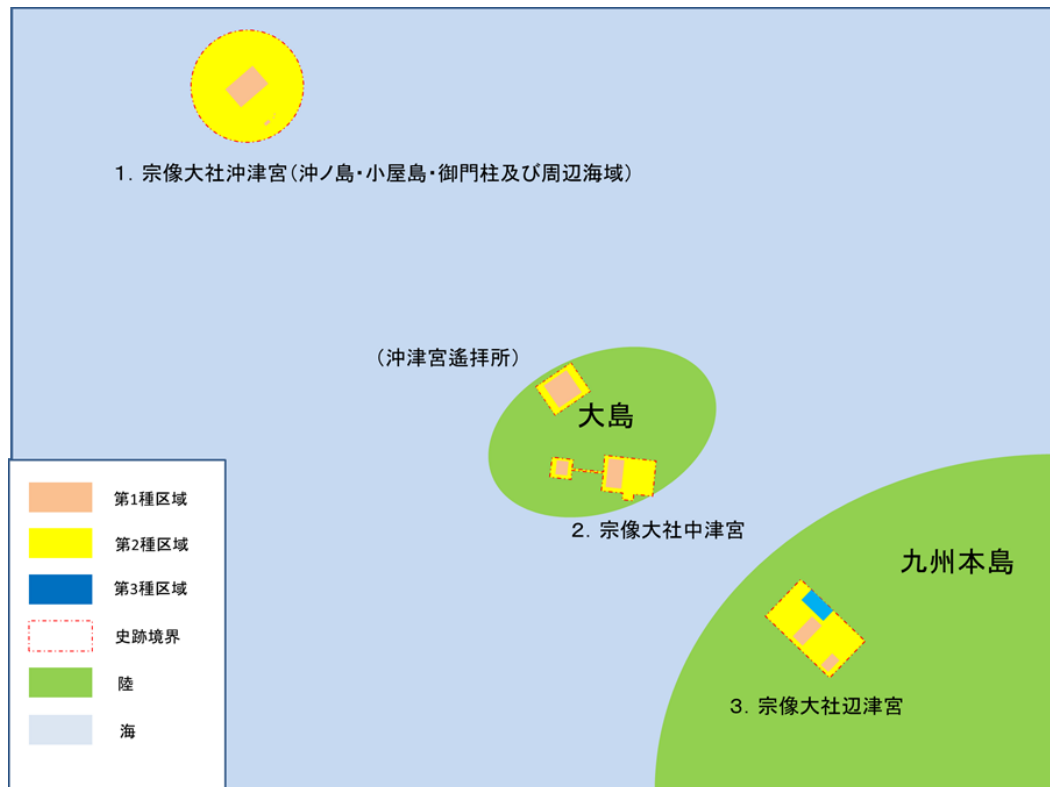


図 6-6-1 「宗像神社境内」の全体区域区分模式図

### (1) 各境内の区域区分の特徴

「宗像神社境内」は、宗像大社沖津宮（沖ノ島・小屋島・御門柱・天狗岩及び周辺海域・遙拝所）、宗像大社中津宮、宗像大社辺津宮の 3 つの境内に分かれていることから、全体の境内配置とそれぞれの区域区分の模式図をあわせてみると図 6-6-1 のようになる。

この図式を踏まえ個別の境内域における区域区分の解説を次に行う。

表 6-6-2 各境内の区域区分の特徴

場所		第 1 種区域	第 2 種区域	第 3 種区域
宗像大社沖津宮	沖ノ島・小屋島・御門柱 及び周辺海域	沖ノ島本島は沖津宮の本殿・拝殿とその社殿を取り囲む古代祭祀遺跡が所在し、信仰の場として島全体を覆う原始林とともに本質的な価値を包含している。また、小屋島・御門柱・天狗岩は、神門の役割を果たしていることから本質的な価値をもつ。	沖ノ島一ノ岳を中心に半径 2km を円状に圍繞する範囲内の海域とし、明治 8 (1875) 年沖津宮絵図にも境内域として描かれ、信仰の場として重要である。	
	遙拝所	沖ノ島に宿る神を拝むための拝殿の役割を果たす社殿や、社殿南側に広がる空地が範囲である。ここには神官控所や神饌所などの遺構も残存し、本質的な価値を包含する。	空地周辺の傾斜地であり、参道部分を除き基本的には人の立入ができない範囲である。境内外とは小河川や山地の裾が境内の境界となり、信仰の場を区画しており重要である。	
宗像大社中津宮		大島で最も高い御嶽山の山頂（標高 224m）に認められた古代祭祀の場と御嶽山より東側の麓に位置する本殿・拝殿・撰末社が取り囲む範囲で、現在もなお続く信仰の場として本質的な価値を有す。	御嶽山への参道と本殿と拝殿のある御垣内周辺が範囲である。神域として必要な関連施設が配置され、本質的な価値を含む地下遺構や地上遺構も含まれ、信仰の場として重要である。	
宗像大社辺津宮		上高宮及び古代祭祀関連の遺物が散布する下高宮祭祀遺跡のある下高宮と本殿・拝殿と撰末社に囲まれた御垣内が範囲である。上高宮は古墳、下高宮は古代祭祀の場であり、また、延宝 3 (1675) 年に福岡藩主黒田光之によって御垣内は当時の境内配置のまま大きな変化はない。現在に続く信仰の場として本質的な価値を有する。	上高宮と下高宮（祭祀遺跡）の範囲と本殿・拝殿のある御垣内を除く、神域として必要な関連施設や参道が配置された範囲である。また、絵図等によって確認される関連施設が地下遺構として存在していると想定され、信仰の場として重要である。	中世以前の釣川の氾濫原であり、その後水田となっていたが、現在は、第二駐車場や第三駐車場及び神宝館等のある、来訪者に対する活用である。史跡の保護及び活用に必要な範囲として重要である。

以下に沖津宮、中津宮、辺津宮の各境内の詳細な区域区分図を示す。

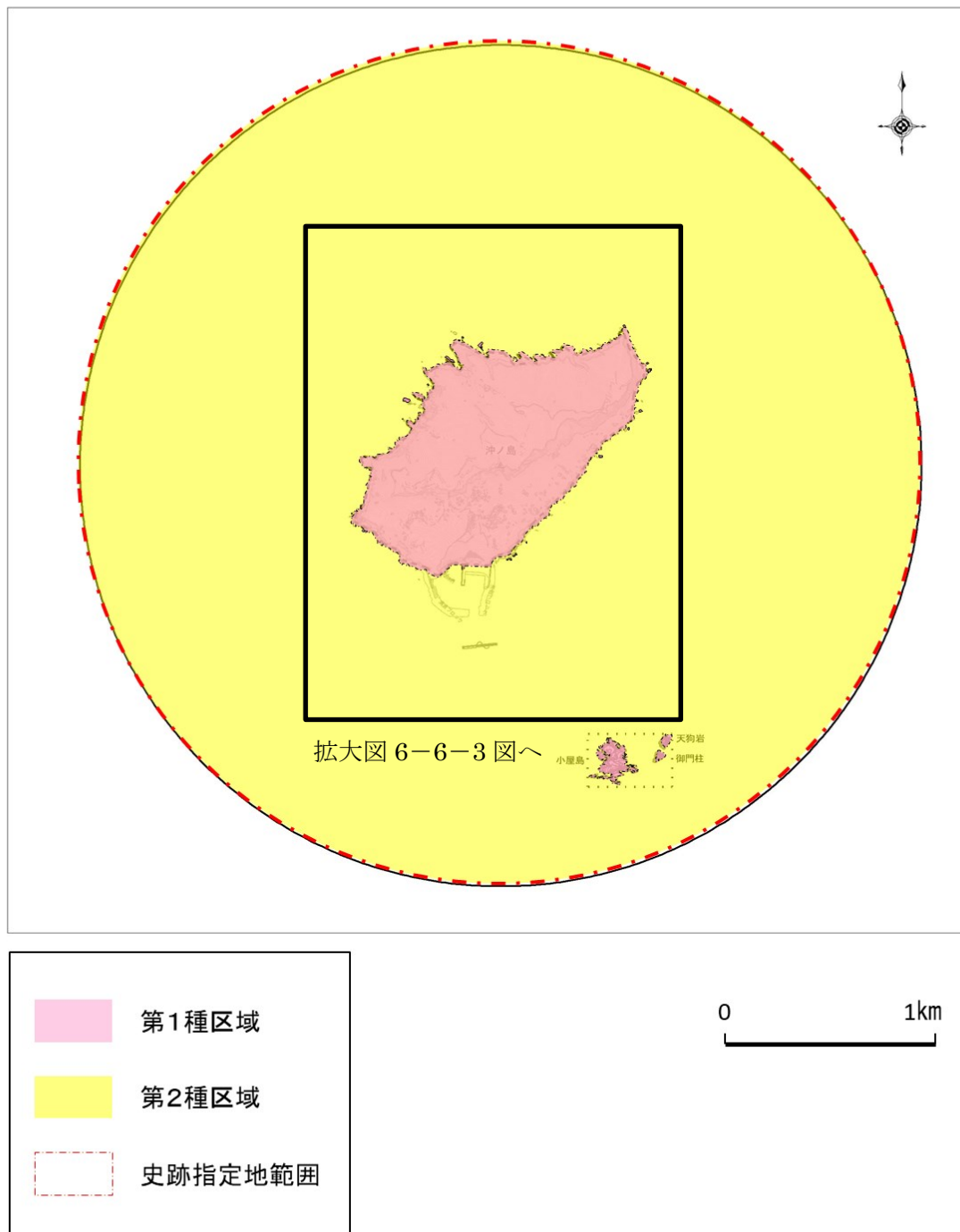


図 6-6-2 境内別地区区分図 宗像大社沖津宮（沖ノ島・小屋島・天狗岩及び周辺海域）

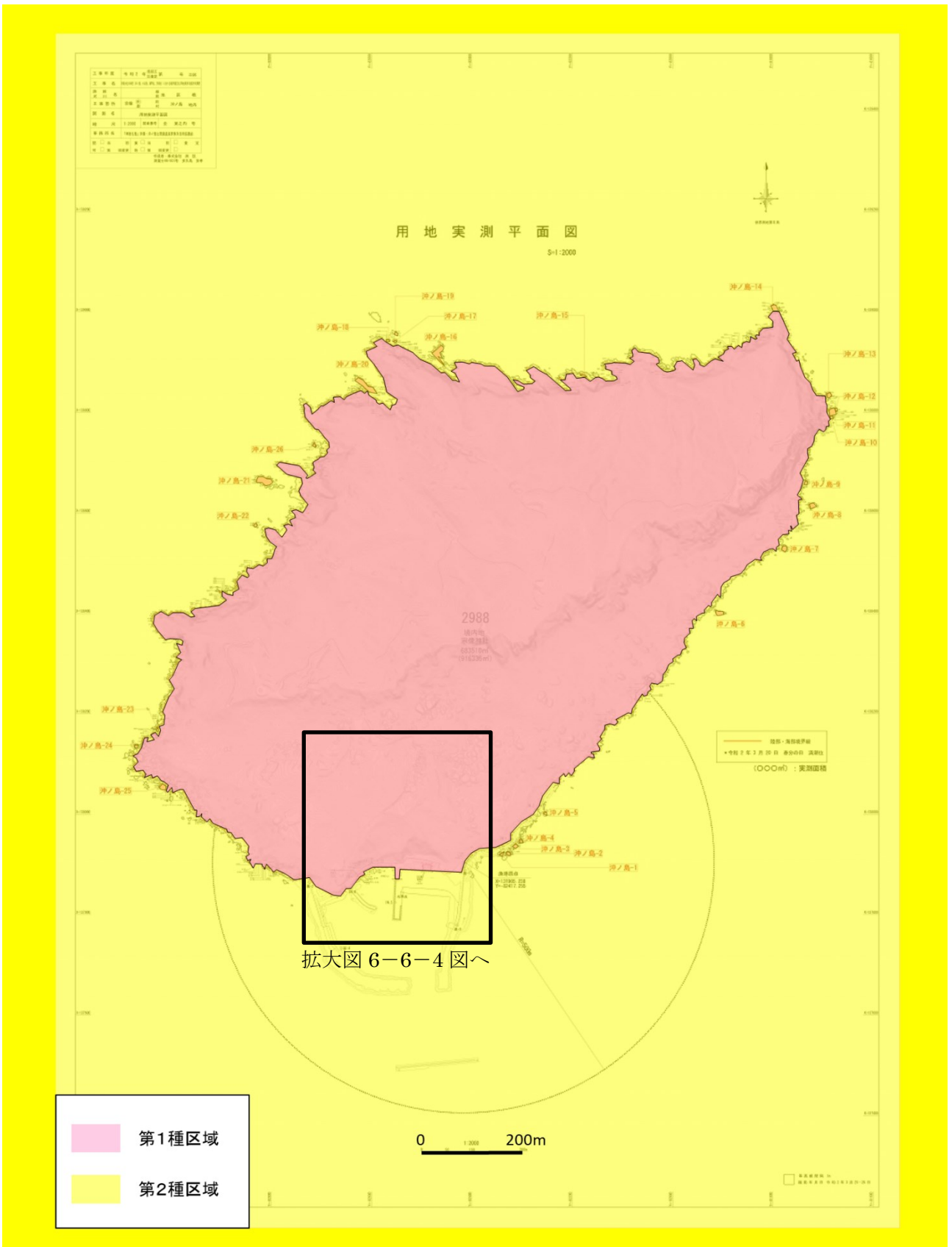
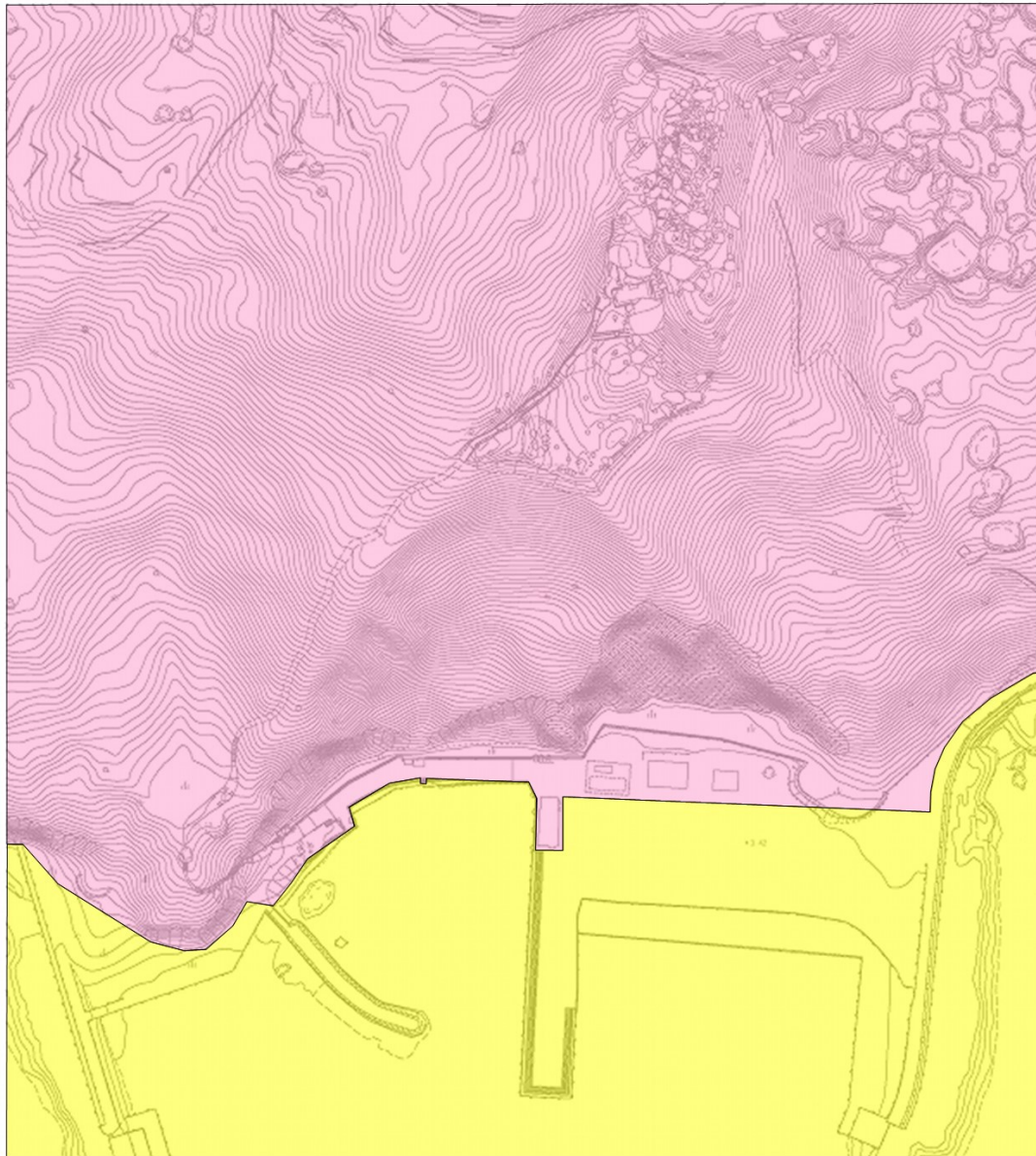


图 6-6-3 境内別地区区分图 宗像大社冲津宮（沖ノ島）拡大





0 100m



図 6-6-4 境内別地区区分図 宗像大社沖津宮（沖ノ島・沖の島漁港）拡大

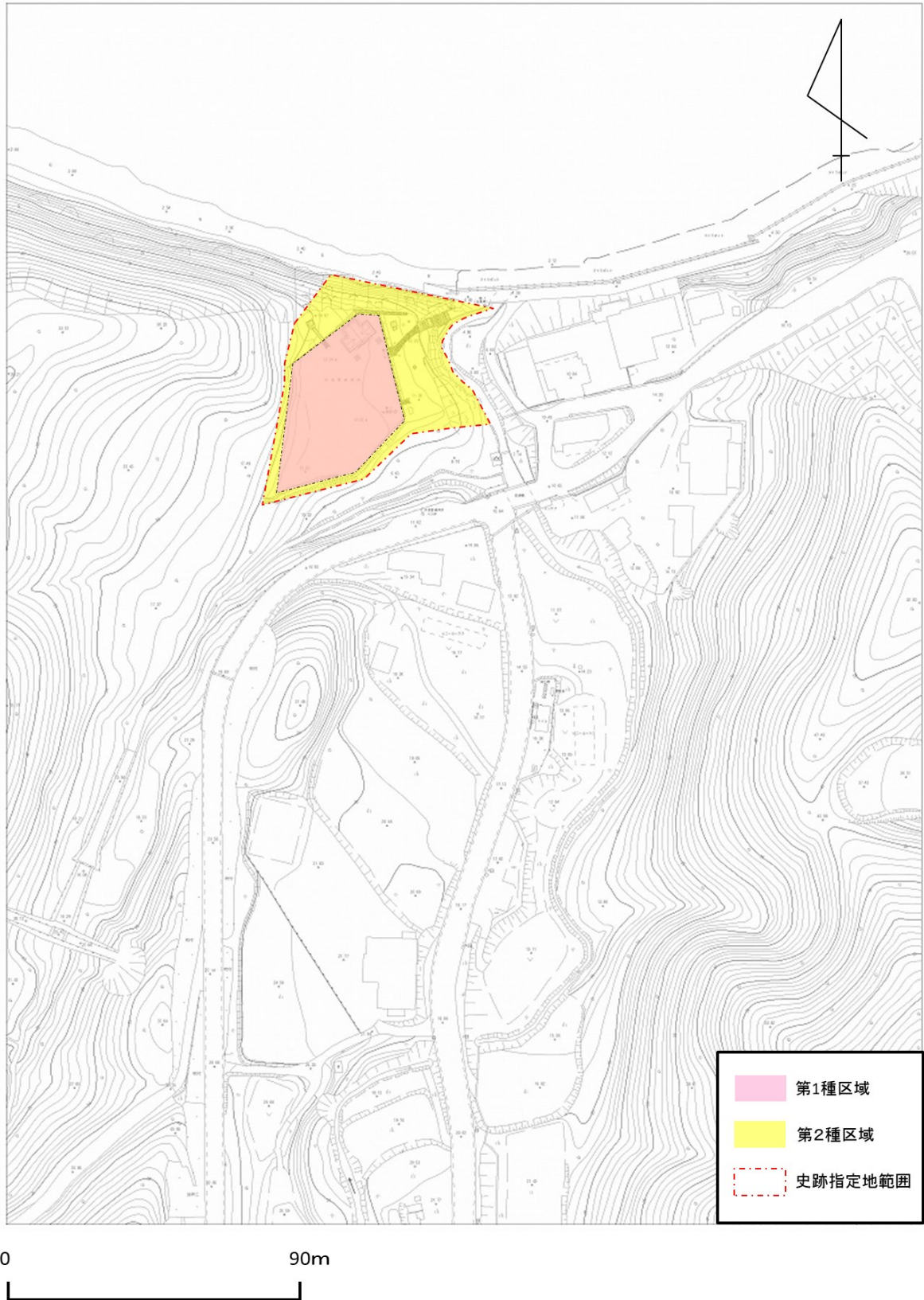


图 6-6-5 境内別地区区分图 宗像大社冲津宫（冲津宫遥拝所）



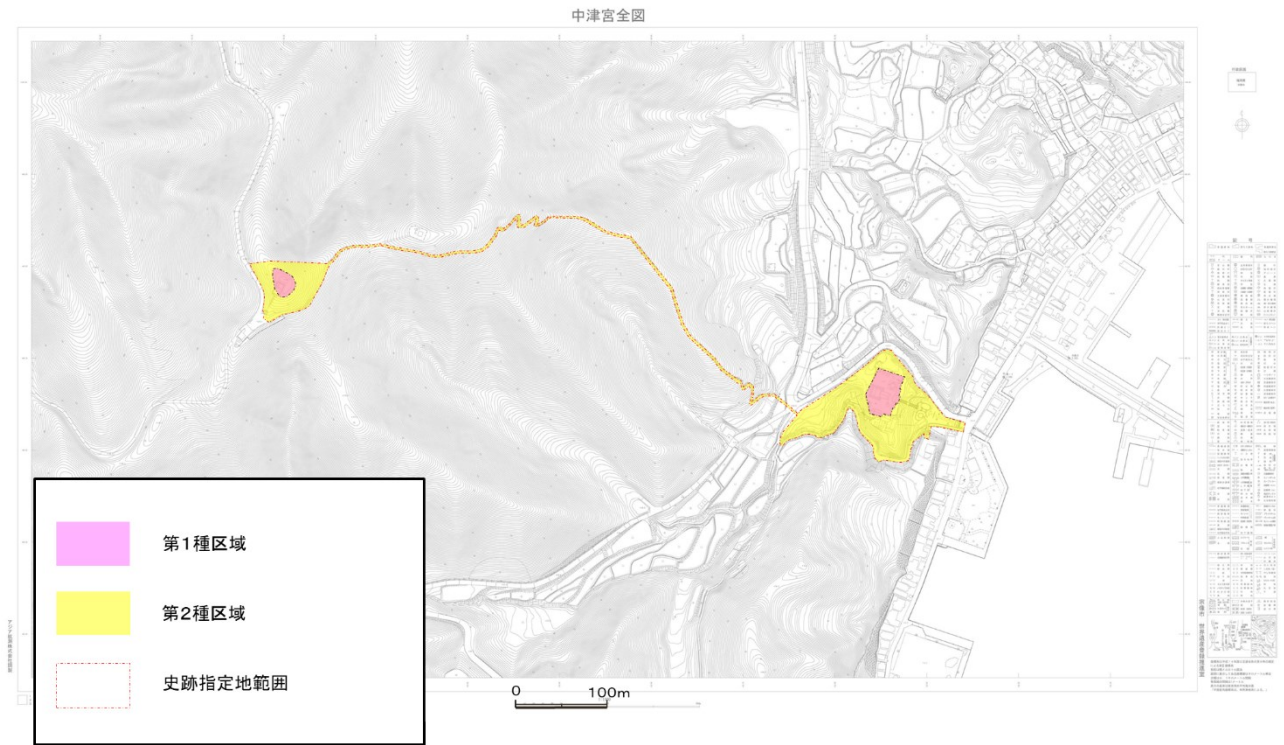


图 6-6-6 境内別地区区分图 宗像大社中津宮

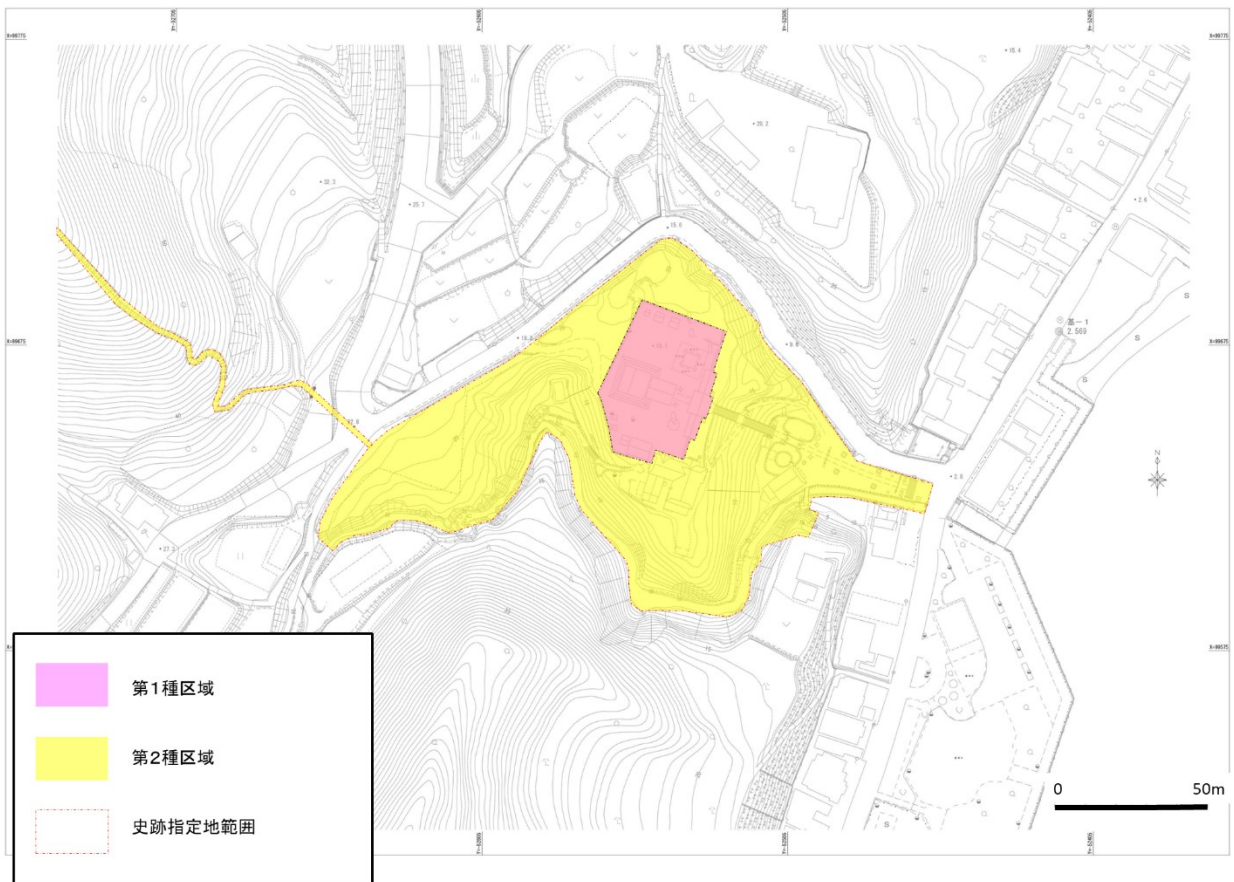


图 6-6-7 境内別地区区分图 宗像大社中津宮（社殿周辺）

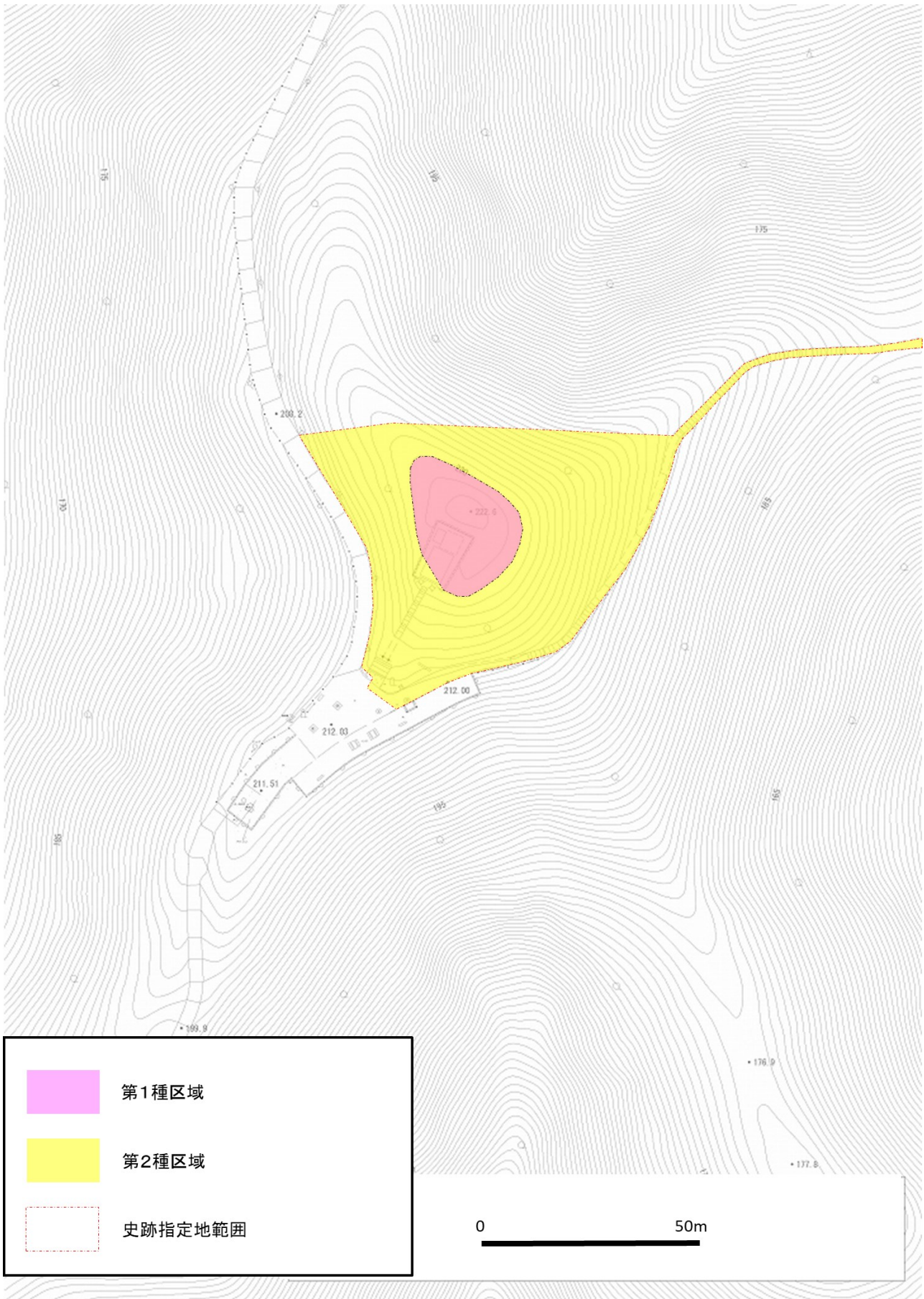


图 6-6-8 境内別地区区分图 宗像大社边津宮



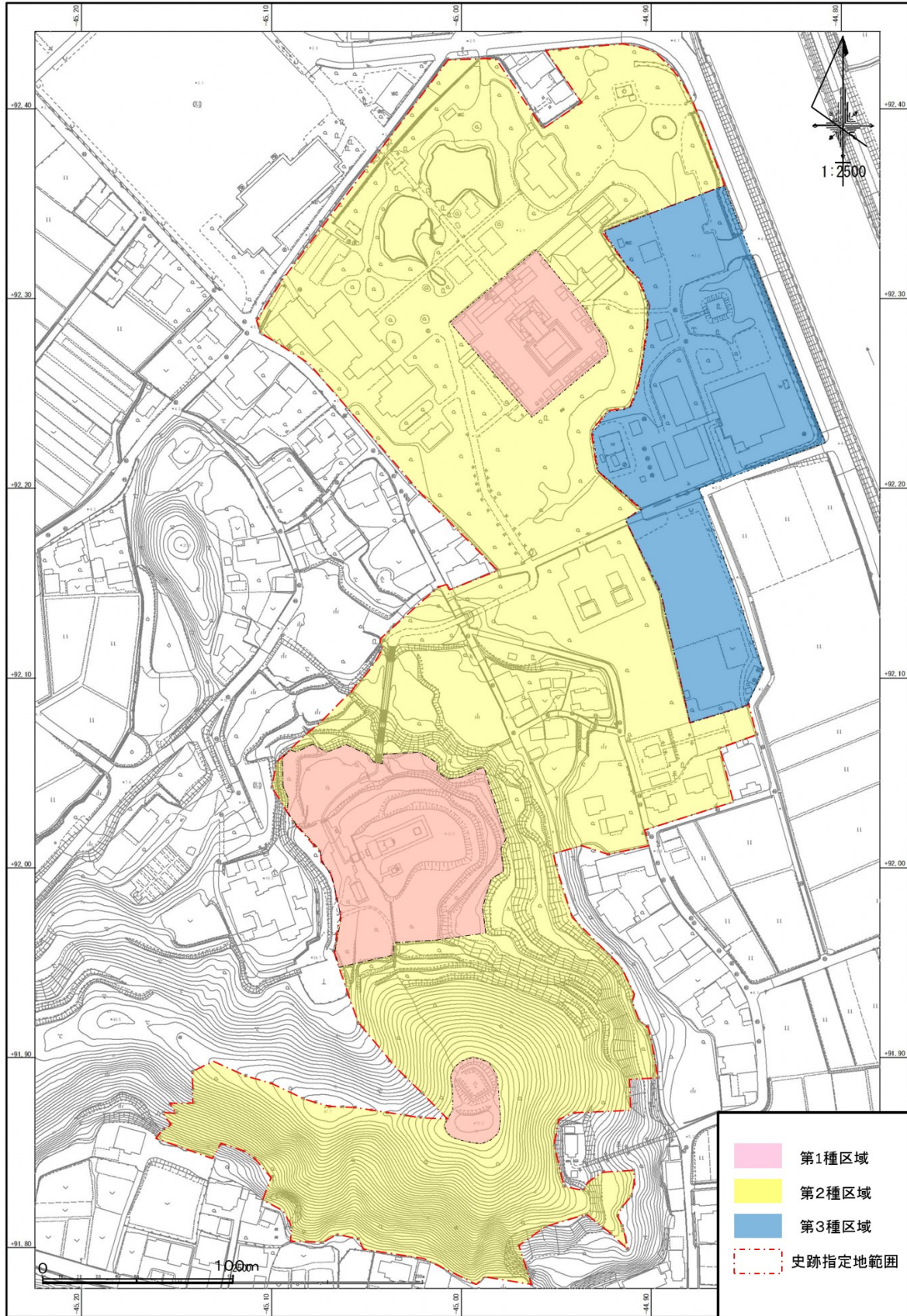


图 6-6-9 境内別地区区分图 宗像大社辺津宮

## 7. 現状変更の取扱基準

### (1) 行為と取扱基準

#### 1) 地下遺構、水中遺構の調査

遺跡範囲を確認するなど、地下遺構の学術調査や整備などに伴う確認調査、また沖ノ島周辺海域においては水中遺跡の調査を実施するときは、以下の基準で行うものとする。

表 6-7-1 現状変更の取扱基準（地下遺構・地上遺構）

区域区分		第1種区域	第2種区域	第3種区域
分類				
本質的価値を構成する地下遺構の調査		認める。ただし遺構保護の観点から最小限の範囲とする。		
神社に関わらない歴史的要素及び地下遺構の調査				

#### 2) 地形の改変、木竹の伐根

- ・自然地形や地割をやむを得ず改変する行為は以下の基準で行うものとする。
- ・木竹の伐根や新たに植栽する行為は以下の基準で行うものとする。

表 6-7-2 現状変更の取扱基準（地形・社叢）

区域区分		第1種区域	第2種区域	第3種区域
分類				
地形・自然	地形地割の改変行為	認めない。	認める。ただし、必ず、史跡の本質的価値、境内の配置構成や景観に悪影響を与えないようにし、遺構がある場合は保存を優先する。	
	境内における樹木の植栽や木竹の伐採及び伐根	認めない。ただし、本質的価値を高める（保護する）行為に限り認める。		

### 3) 区域区分内での基本的な行為

史跡内で現状変更の許可を要する行為は、以下の基準で行うものとする。

表 6-7-3 現状変更等の取扱基準（構造物）

分類		区域区分		第1種区域	第2種区域	第3種区域
要素 (110～114頁)	建築物	修理・改修(※1)		認める。		
		除去・移築・減築(※3)		認めない。		
	工作物	修理・改修		認める。		
		除去・移築・減築		認めない。		
	土木構造物	修理・改修		認める。		
		除去・移設・減設(※3)		認めない。		
本質的価値とは異なる要素 (110～114頁)	建築物	修理・改修		認めない (※4)。	認める(※5)。	
		新築・増築(※2)				
		除去・移築・減築		認める(※5)。		
	工作物	修理・改修		認めない (※4)。		
		新築・増築				
		除去・移築・減築		認める(※5)。		
	土木構造物	修理・改修		認めない (※4)。		
		新設・増設(※2)				
		除去・移設・減設		認める(※5)。		

※1～3で示す具体的な行為は表6-7-4に示す。

※4：ただし、本質的価値を高める（保護する）行為又は来訪者の安全を確保するための行為に限り認める。遺構がある場合は保存を優先する。

※5：ただし、史跡の本質的価値、境内の配置構成や史跡景観に悪影響を与えないようにし、遺構がある場合は保存を優先する。

表 6-7-4 行為の具体

修 理	[建築物、工作物、土木構造物] の毀損や風化などで損傷した部分を元の状態に近づける行為
新築・増築	[建築物、工作物] を新規につくる行為・既存の建築物工作物に同一用途または別の用途を付加する行為
新設・増設	[土木構造物] を新規に設置する行為・既存の土木構造物に同一用途または別の用途を付加する行為
移築(設)・除去	[建築物・工作物・土木構造物] 同一用途の建築物工作物土木構造物を別の場所に設置する行為・除去、撤去
減築・減設	[建築物、工作物、土木構造物] の増築増設部分を除去撤去することにより価値を向上させる行為

実際に現状変更等の行為を実施する場合は、関係部署との事前の協議を要することとする。



## 8. 追加指定及び公有化

宗像大社沖津宮は、追加指定及び公有化の予定はない。

宗像大社中津宮は、周辺の関連する信仰の場や新たな祭祀遺跡など今後の調査研究によって明らかになった場合追加指定を行う。公有化の予定はない。

宗像大社辺津宮は、境内周辺の地下遺構などが明らかに本質的価値を有すると認められた場合、追加指定を行う。また、境内の宅地や畑地は、土地所有者の了解が得られれば（※）公有化を行う。

（※）神社境内であることから宗像大社の境内地とする。

## 第7章 活用

### 1. 基本理念

史跡の適切な活用を推進するため以下の基本理念を定める。

**「正確な情報の収集、発信に努め、地域コミュニティ等とも連携し、信仰を侵すことのないよう配慮し、来訪者への適切な誘導や対策を講ずるほか、次世代へ郷土の誇りを継承していく。」**

### 2. 基本方針

#### (1) 「史跡」に関するあらゆる観点から情報を収集し発信する。

「宗像神社境内」は、顕著な普遍的価値を持つ世界遺産でもあることから、その意義と価値の理解促進のため、多様な媒体を活用した情報発信に努める。

#### (2) 「史跡」の保存活動や啓発活動を地域コミュニティや企業等と連携し進める。

地域住民やボランティア団体、企業などと連携して、危機管理における早期発見につながる活動や祭事などの協力体制などを構築し広く活用の仕組みづくりを推進する。

#### (3) 「史跡」と有機的に結びつく歴史的素材を積極的に活用する。

史跡への適切な誘導と宗像神社境内を核とした関連する歴史的な素材を有機的に活用し、来訪者の回遊性を高めていく。

#### (4) 「史跡」を郷土の誇りとして次世代に継承する。

この地に生まれ育った子どもたちや縁あってこの地で生活を続けている子どもたちに向けて、学校教育のなかで郷土の誇りを浸透させる。世界遺産学習を核とするふるさと学習などのカリキュラム、社会科見学、調べ学習及び文化祭などの学校行事を通じて、郷土の歴史を学ぶ仕組みを整える。

### 3. 活用手法

#### (1) 情報の発信

##### 1) 施設内での情報発信

###### ① 海の道むなかた館

世界遺産一覧表に記載された「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群のガイダンス施設であり、宗像市内の埋蔵文化財をはじめ民俗資料などを展示する郷土文化学習施設として平成24(2016)年に開館した。世界遺産の構成資産の大半を占める「宗像神社境内」の価値について、パネル展示をはじめ大型スクリーン映像や3Dシアター、沖ノ島出土の奉獻品のレプリカなどのコンテンツを活用し、地域学芸員の解説などを交えながら楽しくわかりやすく学ぶことができる施設として機能を充実させる。

体験学習メニューは、勾玉作りをはじめ火起こし体験、古銭鑄造、土笛づくりなどがある。このほかにも、沖ノ島の奉獻品に関するレプリカ製作などの開発を進め選択の幅を広げる。

###### ② 宗像大社神宝館

沖ノ島から出土した約8万点にも上る国宝に指定された奉獻品が保管展示されている施設で、一般人の入島が禁止されている沖ノ島や沖ノ島祭祀遺跡を模型で知ることができる。重要文化財に指定された宗像神社文書や宋風狛犬、阿弥陀経石なども含めて、今後は宗像大社の歴史の深さを実物(本物)の資料で学ぶことができる施設として動線や展示解説など工夫し、その魅力を伝えていく。

###### ③ 大島交流館

海での安全や豊漁などを願ってきた大島の人々の信仰の目線から、沖ノ島の沖津宮や大島の沖津宮遙拝所、中津宮について学べる施設として、3面スクリーンによる映像、展示品及びパネル等を使って紹介していく。また、大島島民と島外からの来訪者との交流の場でもあることから、大島の地に根付いた信仰とともに日常の生の暮らしぶりなどを聞くことができ、通常の資料館とは異なる人と人との触れ合いを重視した事業を展開していく。

###### ④ その他の施設

九州国立博物館や九州歴史資料館、あらゆる分野で関係する博物館や資料館などの教育機関との情報共有を図り、連携しながら保存活用及び展示にかかる調査研究を進めていく。今後、世界遺産センター構想など①②や旧祈願殿跡地を含め調査研究、展示解説施設の再整備に向けた計画策定を推進する。

##### 2) 屋外での情報発信

各境内や境内周辺においては、説明板や解説板、避難ルートなどの必要不可欠なサイン看板の設置を行う。ただし、現地には必要最小限のサイン看板の設置を心掛け、周辺の景観や環境に配慮し、パンフレットやQRコードによるタブレットなどの電子媒体を活用して情報を発信する。

## (2) 市民活動との連携

### 1) 宗像市世界遺産市民の会

宗像市世界遺産市民の会は、平成 22 (2010) 年 10 月に発足し、世界遺産の登録後は世界遺産及び宗像遺産(宗像の貴重な歴史・文化・自然・景観)の保存・活用をとおしたまちづくりの取り組みを推進することを目的に、宗像市内 12 地区のコミュニティ運営協議会と漁業協同組合、農業協同組合等 10 つの団体の計 22 団体で組織している。主な活動は次の通りである。

#### ① 保全活動

現在は、沖津宮遙拝所周辺の海岸清掃、宗像大社境内の見回り活動などを実施している。

今後は、従来の活動を継続するとともに、清掃活動の範囲や参加者の拡大をはじめ、文化財保護や景観に関する研修を実施などにより、市民と協働で史跡及び周辺の保存活用の方法等を検討していく。



写真 7-3-1 辺津宮見回り活動

#### ② 啓発イベント

「宗像神社境内」の三宮に鎮座する宗像三女神を題材にしたミュージカル「宗像三女神記」を、公募した宗像地域の子どもたちを中心に上演してきた。また、宗像大社秋季大祭(10月1日から3日)に合わせて、みあれ祭で神様が通る道の両側に灯ろう 80 本を設置する「神迎え灯籠の道」を開催、秋の風物詩として辺津宮周辺の雰囲気づくりに貢献してきた。

今後とも、文化芸術や伝統文化など幅広い視点で、市民との協働により、理解促進につながる事業を企画し推進していく。

### 2) 庁内連携や企業連携

宗像市との連携協力企業をはじめ、地域周辺の企業や市民活動団体等とも連携し、史跡周辺の清掃活動に取り組み、世界遺産を守り支える体制の拡充を図っていく。そのために、ごみの集積や回収など、参加しやすい仕組みづくりを市環境課と取り組むなどを一例として情報提供をはじめ様々な活動において市担当部局と連携して取り組みを強化していく。

### 3) 地域コミュニティ等との関わり

通常、神職などが実施するなかで行き届かない史跡の管理や周辺の環境整備及び活用については、行政とともに周辺住民や市民活動団体等と協働して取り組んでいく。人口減少が危惧される大島については、来訪者増に向けた体制や仕組みを作るとともに、市民活動団体等も含めた保存と活用の担い手育成に取り組み、信仰を絶やさない工夫や島の活性化策を講じていく。

来訪者への対応については、「宗像歴史観光ボランティアの会」や「海の道むなかた館地域学芸員」

などが担っているが、今後も、内容の充実を図るための養成講座や各種研修を実施する。

来訪者やイベント参加者へのアンケートのほか、SNSなどを活用した意見募集の場を設け、「宗像神社境内」及び世界遺産の保存と活用に携わる人々の輪を広げる。また、企業との連携による保存や啓発等の活動支援につなげていく。

### (3) 適切な来訪者誘導

---

#### 1) 史跡への来訪誘導

「宗像神社境内」は、三宮からなる広大な境内域を有していることから、まずは海の道むなかた館で史跡及び世界遺産としての全体像を学ぶ。特に渡島することのできない沖ノ島については、映像を中心に厳かで神聖性が高く、人が入れない意味が伝わるように工夫していく。

海の道むなかた館から辺津宮境内への動線としては、鳥居、心字池、手水舎、神門を通過して第一宮の本殿拝殿へ、次に社殿が建つ前の情景を示した磐座式祭場である高宮祭場へ、次にかつて中津宮の御分霊を祀っていた第二宮（現：沖津宮）と辺津宮の御分霊を祀っていた第三宮（現：中津宮）へ、最後に宗像神社境内の歴史素材を収蔵展示している神宝館を見学するコースとしていく。

中津宮及び沖津宮遙拝所への動線は、まず九州本土の神湊港渡船ターミナルから大島へ渡り、中津宮の本殿拝殿へ、その後御嶽山山頂まで登山して雄大な大島周辺の海域を眺望するコースと、中津宮から直接、大島の北岸にある沖津宮遙拝所へ向かうコースが一般的である。いずれのルートでも大島交流館で情報収集を行っていくように誘導していく。

今後、外国人来訪者の増加に伴い、観光ボランティアの多言語対応を充実させ、主にパンフレットやタブレット等を活用して多言語化を進める。

#### 2) 周辺の歴史資源を生かした回遊性の向上

辺津宮周辺には、神宮寺に位置づけられる「鎮国寺」や宗像大宮司氏貞の墓所がある「承福寺」、宗像大宮司氏貞が菊姫などの霊を慰めるために建立した「山田増福院」など、大社ゆかりの寺社が多く存在する。また、10月1日のみあれ祭における海上神幸の舞台であり、朝鮮半島へと続く海の道である玄界灘を身近に眺望できる「北斗の水汲み公園」や白砂青松100選に選ばれ風光明媚な「さつき松原」、新鮮な海の幸を手ごろな価格で購入できる「道の駅むなかた」、その海の幸を身近に堪能できる近隣の各種店舗など地域資源をうまく活用し、来訪者の回遊性を高めることが考えられる。

大島もまた、沖ノ島はもちろん九州本土や壱岐、対馬なども含む雄大な景色を一望できる御嶽山山頂の展望台をはじめ、島の北側の「砲台跡」や「大島灯台」などの絶景スポット、大島の歴史が学べる「大島交流館」、気軽に海のレジャーや釣ができる「うみんぐ大島」、また食事処や民宿などの施設も世界遺産効果で近年来訪者が増加していて、宗像大社中津宮や沖津宮遙拝所を核とした観光メニューの開発が容易である。また、離島であることから船での往来も旅情を引き立てる1つのアドバンテージとなる。

回遊性の向上のためには、鉄道やバス、渡船などの公共交通機関の待ち時間の調整や、レンタサイクルの充実、マイカーでの駐車場の整備等、今後も必要なものは設置していく必要がある。

「宗像神社境内」と関連付けられた歴史散策マップ等の充実を図る。

### 3) 地域住民の生活と来訪者

地域住民に対し、史跡周辺はもとより、宗像市全域を視野に入れた来訪者の受け入れ態勢や観光に係る整備に対する理解促進に努める。また、社殿の中に不法に侵入するなどの信仰の妨げやオーバーツーリズムなど生活に支障を来すことがないように留意する。さらに有事の際の避難先や避難経路なども充実を図る。

そのためにも、地域住民等との協議や意見交換の場を積極的に設けていく。

## (4) 郷土の誇りを次世代へ

---

### 1) 学校教育のカリキュラムとの相乗効果

宗像市立小中学校では、「宗像神社境内」を中心とする世界遺産を守り、その価値や良さを世界へ発信していくことを目的に、世界遺産を核としたふるさと学習に取り組んでいる。教育委員会では、自分で調べ、考え、力を合わせて学ぶためのテキストとなる「ふるさと宗像 BOOK」を平成 30 年度に作成した。今後は世界遺産構成資産としての価値はもとより、郷土の歴史を誇りに思いそれを発信できる学びの場を提供していく。そのために、教職員と文化財担当者が密に連携し、学校が求めている内容や課題について共有し、その方法を導き出していく。さらに、教職員の OB が海の道むなかた館の職員として自ら教材を開発し、小学校中学校の児童生徒への理解促進に寄与していく。

全国各地から修学旅行のコースとして選定していただき、「宗像神社境内」を中心とした学習プランを充実させ、見学動線、教材の開発、案内の充実などあらゆる分野に取り組む。

### 2) 大学との連携

宗像市は、大学との連携、協働をまちづくりの手法の一環としており、各種委員会への参画、大学の研修活動の支援及び学術調査や研究に関する相互協力を行っている。今後も各分野の大学との連携によって教育プランの開発や考古学や歴史学などの専門分野での共同研究、景観部門、環境部門、観光部門、映像コンテンツ開発部門などの調査研究や情報発信の手法などを充実させる。

### 3) 世界遺産保存活用協議会との連携

福岡県、宗像市、福津市及び宗像大社で構成する『「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会』。調査研究や講座等による価値の探求、企業や団体等とも連携した保全活動や啓発活動、それに人材育成など、広域的、専門的な活動に取り組んでいく。



## 第8章 整備

### 1. 基本理念

静謐かつ尊厳のある信仰の場としての雰囲気<sup>せいひつ</sup>を維持しつつ、人々の信仰の証となる祭祀遺跡や構造物、そして社叢を含む自然的要素を将来にわたり守り伝えていく必要がある。そのため海や旧入海（釣川）を介した三宮（沖津宮・中津宮・辺津宮）が結ばれる関係性を重視する一体的な整備を目標とした基本理念を以下のとおり定める。

**「静謐かつ尊厳のある信仰の場に相応しい史跡景観の維持向上に努め、歴史ある祭祀遺跡や構造物、自然的要素が一体となった価値を広く伝え、将来に引き継いでいく。」**

### 2. 基本方針

#### （1）保存のための整備方針

悠久の歴史の中で培われた「宗像神社境内」を将来世代へ継承していくように、史跡の本質的価値を構成する要素を確実に保存するための整備を実施する。

#### （2）活用のための整備方針

静謐かつ尊厳のある信仰の場に相応しい境内を感じつつ、史跡の本質的価値等を正しく伝え、安全で快適な環境を整える。

### 3. 整備手法

#### （1）保存のための整備手法

##### 1) 構成要素の保存に必要な整備の技術的手法

重要文化財に指定されている辺津宮の本殿拝殿を除く保存に必要な整備の技術的手法は、表 8-3-1 に示す。また、防災減災などに関する整備手法は、表 8-3-2 に示すが、区域区分に関係なく必要な修復等の整備を実施する。

表 8 - 3 - 1 構成要素の保存に必要な整備（修理・改修）の手法

分類	整備（修理・復原）の技術的手法
本質的価値を構成する要素	<ul style="list-style-type: none"> <li>・位置配置、形態意匠及び素材などを各種専門家の指示を仰ぎながら、事前に実地の踏査や調査を実施し、図面や写真などを使って問題点を把握しておく。</li> <li>・事故、劣化及び風化等で破損、腐朽、滅失などした場合でも素材はできる限りオリジナルを基調とする。</li> <li>・可能であれば、素材の化学分析を行い、科学的根拠を充実させる。</li> <li>・価値を損ねている箇所は、修理改修する。</li> </ul>
本質的価値とは異なる要素	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「本質的価値を構成する要素」に準じた整備手法が望ましい。</li> <li>・元来の位置配置やオリジナルの素材を尊重する。</li> <li>・位置配置、素材の選定を含め、神社境内の信仰上及び史跡景観に支障のない程度の整備を行う。本質的価値を損ねるものは撤去する。</li> </ul>

表 8 - 3 - 2 構成要素の保存に必要な整備（防災減災対策）の手法

①防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「宗像市地域防災計画」「文化財保存・管理ハンドブック（社団法人全国国宝重要文化財所有者連盟編 2005 年）」などに基づき、適切な災害予防対策、災害復旧対策を講じる。</li> <li>・地域と協力、連携した自主防災体制を整える。</li> <li>・参拝者等の安全確保のための避難、誘導計画、保護対策等を検討する。</li> </ul>
②大雨洪水（浸水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・辺津宮は、釣川の氾濫、境内周辺の水路等の内水氾濫のおそれがあるため、河川管理者による対策を促進するとともに、周辺の水路網の改修整備を推進する。中津宮の天の川や沖津宮遙拝所の深口川は景観に配慮しつつ、必要に応じ改修する。</li> </ul>
③土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・急傾斜地の土砂災害のおそれがある場合は、構造物の防護等の方策を講じる。</li> <li>・防護対策を行う場合は、史跡内の遺構、植生及び史跡景観への影響抑制に配慮した計画を立て、所要の手続きを経て実施する。</li> </ul>
④大風（台風、竜巻）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・強風により破損するおそれのある社殿建築物の部材の補強について検討し、対策を講じる。</li> <li>・遺構や歴史的建築物工作物へ倒れるおそれのある範囲の高木について、枯損や根回りの緩み調査を行い、必要に応じ枝打ち等の対策を行う。</li> <li>・信仰活動に影響がある風倒木については撤去する。</li> </ul>
⑤地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的建築物工作物の破損や倒壊を防ぐため、「重要文化財（建築物）耐震診断指針」などを参考に調査し備えるとともに、「文化財建造物の地震時における安全性確保に関する指針（庁保建第 41 号平成 8 年 1 月 17 日）」などに基づく対策を講じる。</li> <li>・被害が発生した場合、部材等現状を保存し、適切に修復を行う。</li> <li>・沖ノ島においては、巨石の転落、地割れなど被害の状況に応じて方策を講じる。</li> </ul>
⑥火災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災予防のため、従来どおり境内の火気を厳禁とするとともに、電気設備の漏電等が起らないよう維持管理を行う。</li> <li>・放火、火遊び等の行為に備え、防犯設備の充実を検討する。</li> <li>・火災発生に備え、消火、防災設備の充実を図る。</li> <li>・老朽化した防火設備、水源が不安定な消火用水など必要に応じ改修を検討する。</li> </ul>



## (2) 活用のための整備手法

### 1) 遺構などの復元や展示のための技術的手法

沖ノ島、小屋島、御門柱、天狗岩及び周辺海域は、通常一般の渡島ができないことから活用のための整備は行わないが、海の道むなかた館での映像などを用いて、価値を来訪者などへ伝えるための工夫を行う。例：大型スクリーン・3Dシアター・多様なメディアなど

境内の整備の中で、新たに「宗像神社境内」として価値のある遺構が検出された場合は、保存を優先し、調査結果に基づいて可能な限り現地での遺構復元などに取り組む。復原因難な場合は、模型などを作成して対応する。

### 2) 便益施設・案内板・解説板等の整備（設置）に係る技術的手法

沖津宮遙拝所及び中津宮は、境内の価値を端的に伝える案内板や解説板の設置や、有事の際の避難誘導など来訪者が安全に避難するための誘導サインや照明、スピーカーなど適所に設置することを検討する必要がある。

辺津宮は、境内正面入口と第2駐車場に屋外トイレを設置し、新祈願殿を休憩の場として開放している。海の道むなかた館へと誘導する仕組みが必要で、旧祈願殿撤去後の跡地の活用方法とあわせ検討する必要がある。

### 3) 安全対策に係る技術手法

沖津宮遙拝所及び中津宮は、バリアフリーの観点から適切な誘導路を設置する必要がある。また、周辺も含め道に迷う来訪者が多いことから誘導サインやパンフレットの地図情報を充実させる。

辺津宮は、正月三が日など参道に人が集中する場合、帰路を迂回させて分散させることも検討する。来訪動線や歩行に危険な場所がある場合は改善する。

## (3) 整備事業としての手順及び実施期間

本計画では、発行後15年を経過した3月31日までを事業期間として設定している。

市及び宗像大社ほか関係機関は、本計画に基づき、市有地の直接事業や史跡所有の大半を占める宗像大社の事業、そのほかが主体となって実施する事業について具体的な整備の手順を常に確認し、修正、変更がある場合は速やかに情報共有を図ることとする。

第4章の現状と課題で示した整備のなかで、課題の解決に向けて重要度や時間的な観点から優先順位を付け、以下の表の期間に振り分けた事業内容と事業主体については、第10章の施策の実施計画の策定・実施（表10-1-2・表10-1-3）のなかで整理している。

表8-3-3 整備期間

第1期	第2期	第3期
発行日から5年後の3月31日	翌4月1日から5年後の3月31日まで	翌4月1日から5年後の3月31日まで

## 第9章 運営・体制の整備

### 1. 基本理念

適切且つ確実な保存活用整備を行うために以下の通り基本理念を定めます。

**「管理運営体制を整え、関係者間の意思疎通を図り、現状変更や災害時の対応など迅速かつ適切に行う。」**

### 2. 基本方針

「宗像神社境内」保存活用計画を実効性のあるものとするため、計画の進行管理、方策の的確な実施、関係者の協力による推進するための基本方針を定める。

**地域に根ざした包括的な保存活用整備を進めるために、管理運営の方法及びそれらを効率的に進めるうえで必要な体制を整える。**

**具体的には、史跡の土地所有者の役割を明確化し、行政関係機関の役割、土地所有者との連携のあり方を明確にしたうえで、管理・運営体制を構築し、適切な保存活用整備を実行する。**

### 3. 運営・体制の手法

#### (1) 管理及び運営に関する方法

「宗像神社境内」保存活用計画を実効性のあるものとするため、計画の進行管理、方策の的確な実施、関係者の協力による推進などに関する方法を示す。

#### 1) 管理及び運営に関する手続き

保存活用に係る管理及び運営の推進にあたっての体制は以下のとおりとし、相互の情報共有や連携・協力を努める。

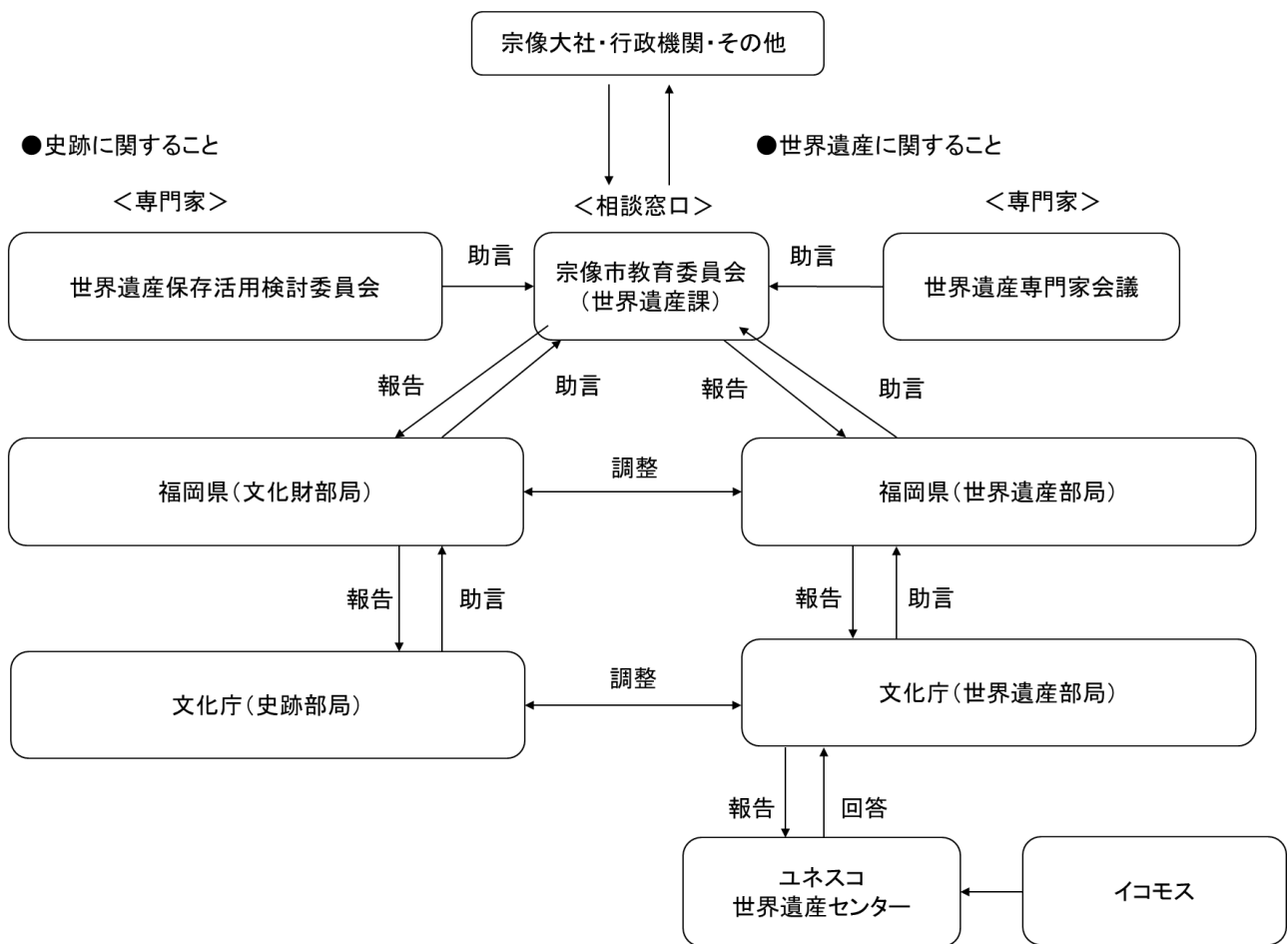


図 9-3-1 管理及び運営の推進体制

## 2) 現状変更行為の手続き

「宗像神社境内」での現状変更行為に関する手続きは、下図に示すとおりとする。

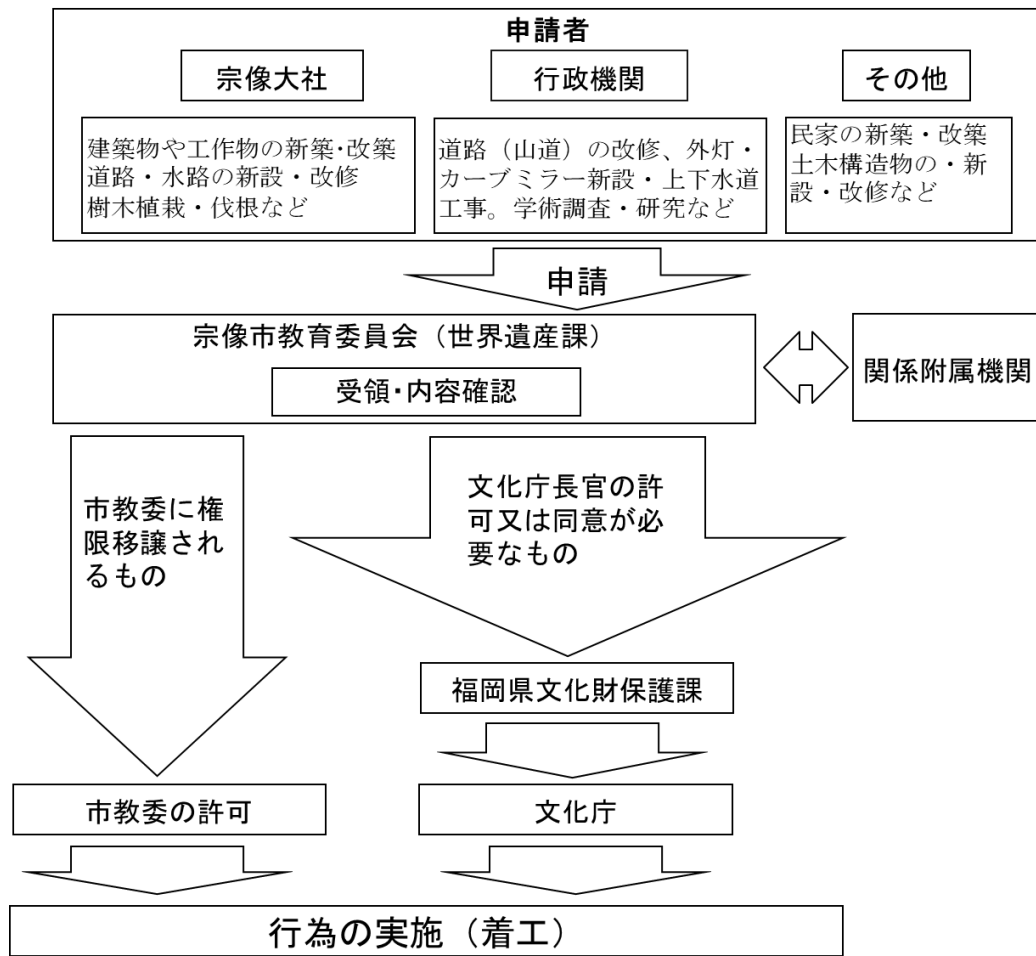


図9-3-2 境内での現状変更行為の手続き

## 3) 災害時の体制

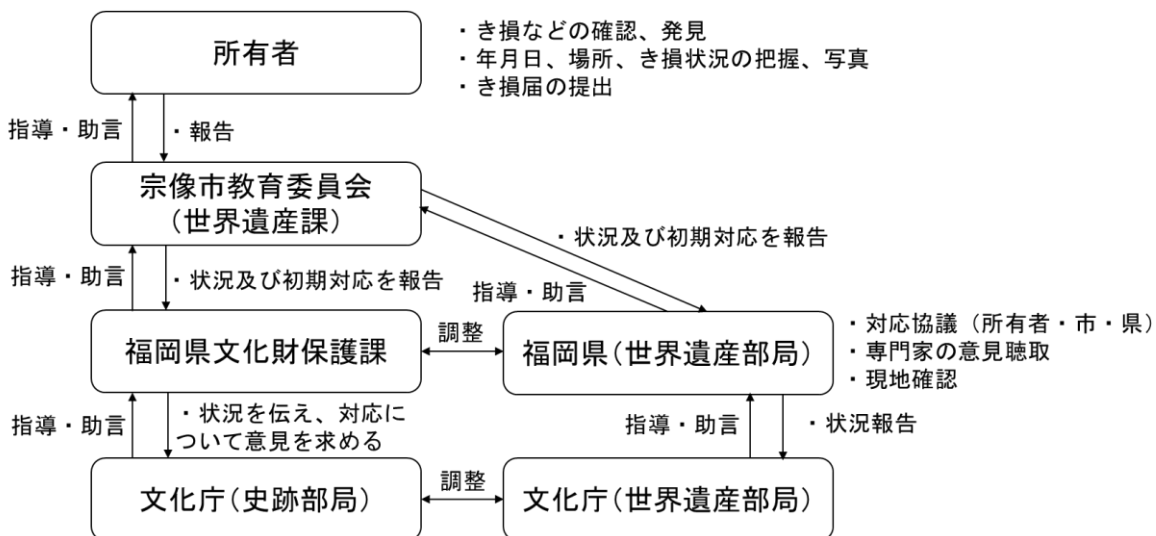


図9-3-3 災害時の体制

## (2) 附属機関等の専門家からの助言体制

---

軽微なものを除き境内内外の保存活用に係る手続きや整備、現状変更の手続きなど必要に応じて下記の附属機関及び専門家の意見を徴取する。

### ●世界遺産保存活用検討委員会

世界遺産の保存と活用の推進のため必要な技術的指導や助言を行う。構成資産である「宗像神社境内」の保存管理、整備については、考古、遺跡、歴史、観光、景観、建築史などあらゆる分野の専門知識又は経験を有する者で構成されるこの附属機関で検討を行う。

### ●景観アドバイザー

景観計画及び景観条例の適切な運用を図り、本市における良好な景観形成を推進するために必要な技術的指導や助言を行う。市長から委嘱を受けた景観形成に関する専門知識または経験を有する者で構成される。

### ●「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群専門家会議

福岡県、宗像市、福津市及び宗像大社で組織する「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群の諮問機関。日本イコモスのメンバーを含む考古学や歴史学、歴史地理学、建築学、景観学などの学識経験者で構成され、世界遺産の保存と活用に関する検討を行う。

### (3) 保存活用事業の運営体制

#### 1) 指定地内の利害関係者

指定地全体には多くの利害関係者や組織が関わっている。保存活用のための管理運営を進めていくうえでは、下表に示す機関との連携が欠かせない。

表9-3-1 指定地と利害関係者

指定地	利害関係者
沖津宮（沖ノ島・小屋島・御門柱・天狗岩及び周辺海域）	宗像大社、宗像漁業協同組合、福岡県、海上保安庁、民間事業者等
沖津宮（沖津宮遙拝所）	宗像大社
中津宮	宗像大社、福岡県、宗像市、民間事業者等
辺津宮	宗像大社、宗像市、個人、民間事業者等

#### 2) 運営体制

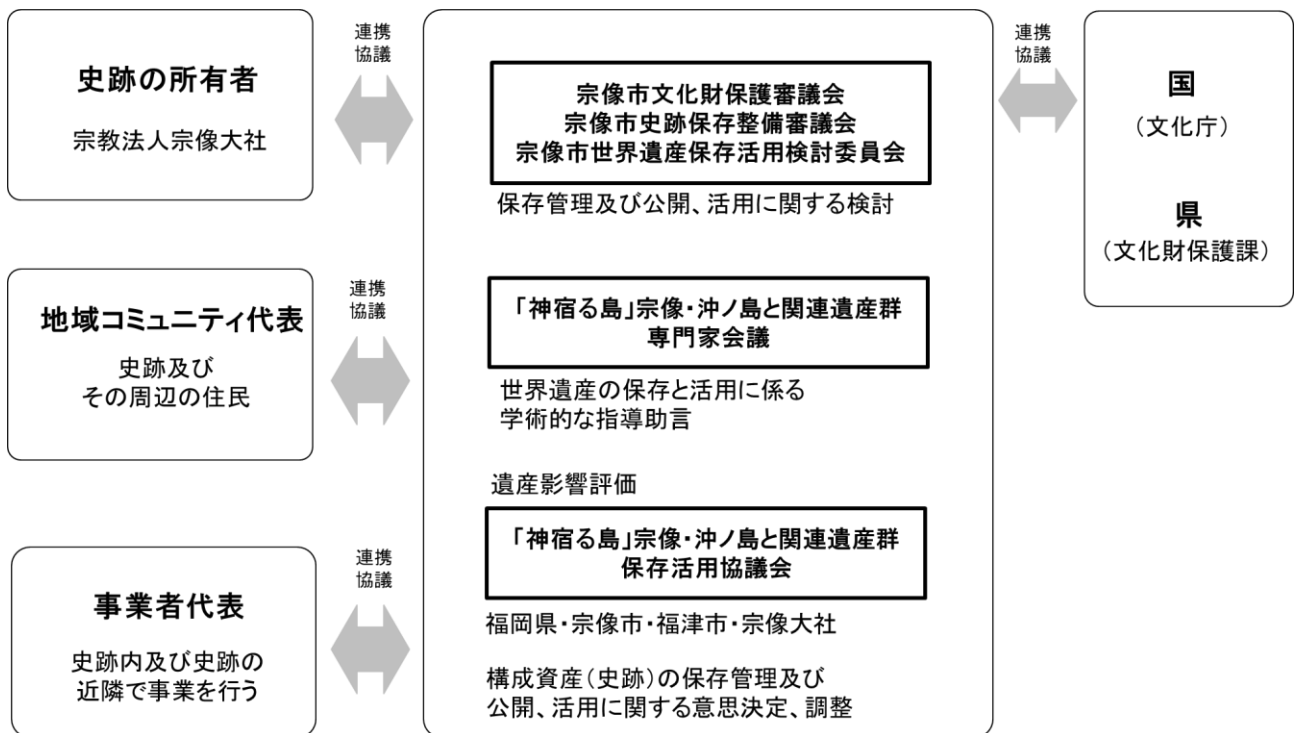


図9-3-4 運営体制

### (4) 市民及び市民団体等との連携

「宗像神社境内」に対する保存活用への地域住民等の関わり方を整理し、これらの関係者の参画方法や理解促進及び周知の方法等を検討し実施する。

清掃活動等、管理運営に向けた地域住民や企業などの参画を促進する。

学校教育に関する各種事業の取り組みについては、教育委員会を通じて各学校との連携を強化する。

## 第10章 施策の実施計画の策定・実施

### 1. 実施すべき施策

これまで示してきた「宗像神社境内」の保存管理、活用、整備及び運営・体制の整備の施策について、確実に実施するため、実施主体及び年次を整理して取り組んでいく。

本計画は概ね15年間を見越し、本計画の発行日から5年後の3月31日までを第1期、翌日4月1日から5年後の3月31日までを第2期、翌日の4月1日から5年後の3月31日までを第3期として事業期間を定めている。

表10-1-1 保存活用の方向性・方法と実施すべき施策

	方向性	方法	施策
保存	<ul style="list-style-type: none"> <li>価値を正しく伝えるため、調査研究の継続的、発展的実施しつつ適切に保存管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地下遺構、史跡景観及び信仰活動の継続に悪影響を及ぼす行為は認めない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状変更</li> <li>維持管理</li> <li>整備</li> </ul>
活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>生きた信仰の場であることを慎重しつつ、価値を伝えるための活用を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報の収集、発信。</li> <li>地域コミュニティや企業と連携した啓発活動。</li> <li>歴史素材の積極的活用</li> <li>次世代への伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>回遊環境</li> <li>啓発、理解促進</li> <li>価値を伝える施設</li> <li>整備</li> </ul>
整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>価値を守り伝えるため、調査研究に成果を踏まえ、信仰活動と調和した整備を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保存…史跡の本質的価値を構成する諸要素を保存するための整備を実施</li> <li>活用…史跡の本質的価値を伝え、安全な来訪環境を整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国指定史跡「宗像神社境内」整備基本計画に基づき実施</li> </ul>
運営体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>所有者、関係機関、地域住民と連携した史跡及び周辺の保存管理、活用、整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人員や体制の整備、維持</li> <li>財源の確保</li> <li>関係者との連絡調整</li> <li>進捗状況の管理、関係者との協議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>進捗管理</li> <li>年次報告</li> <li>専門家意見聴取</li> <li>計画見直し</li> </ul>

表 10 - 1 - 2 整備等事業の実施期間、手順

	沖津宮	中津宮	辺津宮	共 通
第 1 期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防火防犯計画検討【大，市】</li> <li>・ 出土品対策【大】</li> <li>・ 太陽光パネル整備【団】</li> <li>・ 沖ノ島漁港側法面調査【県】</li> <li>・ 岩礁対策【大】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 御嶽山祭祀遺跡周辺整備【大，市】</li> <li>・ 瑞垣、石畳整備【大】</li> <li>・ 参籠殿の今後の検討【大】</li> <li>・ 防火防犯計画策定【大，市】</li> <li>・ 御嶽山参道整備【市】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 摂末社修復【大】</li> <li>・ 高宮祭場参道整備【大】</li> <li>・ 視点場整備検討【市】</li> <li>・ 旧祈願殿撤去、跡地計画【大】</li> <li>・ 世界遺産センター基本構想の検討【大，市，県】</li> <li>・ 心字池水質の環境改善【大】</li> <li>・ 来訪者等に対する安全対策を講じた整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期的なモニタリング、調査、研究【大，市，県，団】</li> <li>・ 清掃活動【大，市，県，団】</li> <li>・ 情報発信【市】</li> <li>・ 社叢管理【大】</li> <li>・ 修理修復【大】</li> </ul>
第 2 期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遙拝所バリアフリー検討【市】</li> <li>・ 沖ノ島法面養生【県】</li> <li>・ 遙拝所社殿修復【大】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 摂末社修復【大】</li> <li>・ 危険箇所整備【大】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世界遺産センター実施計画検討【大，市，県】</li> </ul>	
第 3 期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 沖の島漁港修景【県】</li> </ul>			

実施主体；【大】宗像大社、【市】宗像市、【県】県、【団】関係団体等



## 2 . 総括表

表10-2-1 総括表

施策		第1期	第2期	第3期
		発行日～ 5年後の3月31日	4月1日～ 5年後の3月31日	4月1日～ 5年後の3月31日
保存	現状変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準に基づく判断、手続き</li> <li>・専門家の意見聴取</li> <li>・実施内容について世界遺産年次報告書にとりまとめ</li> </ul>		
	維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所有者等との情報交換による現状把握</li> </ul>		
	整備	第1期整備計画 次期計画検討	第2期整備計画 次期計画検討	第3期整備計画 次期計画検討
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・進捗状況について年次報告</li> </ul>		
活用	価値を伝える施設	運営、実		
	回遊できる環境		体制整備	
	啓発・理解促進			拡充
	整備	第1期整備計画 次期計画検討	第2期整備計画 次期計画検討	第3期整備計画 次期計画検討
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・進捗状況について年次報告</li> </ul>		

# 第11章 経過観察

## 1. 方向性

保存（保存管理）、活用（公開活用）、整備（保存整備・活用整備）及び運営・体制の構築について、それぞれに指標や目標を定め、定期的なモニタリングを実施する。

## 2. 方法

表 11-2-1 経過観察の方法

項目	指標	手法
保存（保存管理）	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 史跡の価値に負の影響の有無</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 現状変更の件数把握と課題への対策</li><li>・ モニタリング調査 祭祀遺跡の状況把握（毎年） 巣穴分布調査（※6年に1度） 樹木調査（※6年に1度） 社叢定点観測（※6年に1度） 巨岩の亀裂（※6年に1度） 境内悉皆調査（※6年に1度）</li><li>・ 定期的な見回り等によるき損滅失などの把握</li><li>・ 清掃活動</li></ul>
活用	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 来訪者数</li><li>・ 満足度</li><li>・ 関心度</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 来訪者数の把握</li><li>・ 来訪者満足度調査、市民アンケート</li><li>・ HPアクセス数</li><li>・ 学校教育での活用状況</li></ul>
整備	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 価値を高める適切な保存管理</li><li>・ 来訪者への適切な誘導</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 国指定史跡「宗像神社境内」整備基本計画に基づく進行管理</li></ul>
運営・体制	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 運営体制の維持</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 保存活用に携わる各分野の職員数の把握</li></ul>
各種施策（事業）	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 達成状況</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 保全状況報告書等による年次報告</li><li>・ 各種委員会等への報告、協議</li></ul>

※次回の調査は、令和8（2026）年度に実施する予定。

国指定史跡「宗像神社境内」  
保存活用計画  
◆本編◆

発行日 令和4(2022)年4月1日  
発行 宗像市教育委員会(世界遺産課)  
〒811-3504 福岡県宗像市深田 588  
宗像大社  
〒811-3505 福岡県宗像市田島 2331